平成27年7月16日

第37回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第37回東日本大震災復旧·復興調查特別委員会会議録

平成27年7月16日(木曜日)午後1時00分開会

出席委員(16名)

委員長 志賀勝利君

副委員長 鎌田礼二君

委員 浅野敏江君 小野幸男君

嶺 岸 淳 一 君 田 中 徳 寿 君

香 取 嗣 雄 君 阿 部 かほる 君

西村勝男君 菊地 進君

志子田 吉 晃 君 伊藤 栄 一 君

佐藤英治君 小野絹子君

伊勢由典君 曽我ミヨ君

欠席委員(1名)

高橋卓也君

説明のため出席した職員

市 長 佐 藤 昭 君 副 市 長内形繁夫君 市民総 務 部 市民総務部長神谷 統 君 佐 藤 修 君 政 策 調 整 長 阿 産業環境部長小山浩 幸 君 建 部 部 徳 和 君 設 市民総務部次長兼 建設部技監兼震災 熊 谷 滋 雄 佐 藤 俊 君 君 復興推進局技監 総 務 課 長 会計管理者兼 市民総務 部 髙橋 川村 君 敏 也 君 淳 課 計 長 政 策 長 会 課 市民総務部 太 君 員 髙 橋 洋 一 君 監 委 末 永 量 査 長 政 課 監查事務局長佐藤勝美君

出頭証人氏名

前塩竈市産業環境部環境課

課長補佐兼環境企画係長 鈴 木 修 君

事務局出席職員氏名

事務局長安藤英治君事務局主幹佐藤志津子君議事調査係長鈴木忠一君議事調査係主事片山太郎君

会議に付した事件

- 1. 証人喚問について
- 2. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について
- 3. 100条委員会調査報告書について

午後1時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、高橋卓也委員の1名であります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。 なお、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませ んので、ご協力お願いいたします。

これより議事に入ります。

本委員会に、地方自治法第100条第1項に基づく調査権が委任されております。

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項
- (4) 有価物(鉄スクラップ並びに高価な非金属類)の発生から処分までに関する事項 の4件の事件についての調査の件を議題といたします。

本日、本件について、前塩竈市産業環境部環境課長補佐兼環境企画係長 鈴木 修君の証人 尋問を行います。

証人の入室を求めます。鈴木 修君。

[証人入室]

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださいましてありがとうございます。本委 員会の調査のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及

び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は 証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外 には、証言を拒むことができません。もしこれらに正当な理由がなくて証言を拒んだときは、 6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。 この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上、5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員起立願います。

〔全員起立〕

まず、鈴木 修証人に宣誓書の朗読を求めます。

〇鈴木証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。 平成27年7月16日 鈴木 修。

○志賀委員長 それでは、宣誓書に署名、押印願います。

〔署名・押印〕

○志賀委員長 ご着席願います。

[全員着席]

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席のままでよろしいですが、お答えの際は挙手を していただき、ご起立の上、発言願います。

委員各位に申し上げます。本日は東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に

関する重大な問題について、証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議 事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

また、各委員におかれましては、証人の人権に留意の上、ご発言願います。

これより、鈴木 修証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、鈴木 修証人にお尋ねいたします。あなたは鈴木 修君ですか。鈴木 修君。

- ○鈴木証人 はい、そのとおりです。
- ○志賀委員長 住所、職業をお述べください。鈴木証人。
- ○鈴木証人 塩竈市松陽台一丁目、職業といたしましては市の職員でございます。
- ○志賀委員長 それでは、委員長からの共通尋問を行います。

まず初めに、時系列的に並べて質問させていただきます。

まず、浦戸のほうで一番初めに行われた瓦れき収集・運搬、この作業のことからお伺いした いと思います。

当初、浦戸に業者の方が乗り込んだ時期については、鈴木証人はご記憶ございますか。鈴木証人。

- ○鈴木証人 私、23年6月1日に環境課のほうに異動してきていましたので、ちょっとその辺の 部分で、業者さんがその当時浦戸のほうへ行っていたのかどうかというのはちょっと記憶に ございません。
- ○志賀委員長 そうすると、じゃあ、浦戸で仕事が開始された時期というものについては、ご記憶はないわけですか。鈴木証人。
- ○鈴木証人 その当時ですと、3月ですので、その後に業者さんのほうが行ってらっしゃるのか、 ちょっとその辺が定かではないんですが、委託の、たしか、協定の部分で結んでいますので、 多分、私の6月1日ごろにはもしかすると行っていたかもしれませんけれども、ちょっとそ の辺は定かではありません。
- ○志賀委員長 そうですか、わかりました。

それでは、鈴木証人は浦戸のほうに、現地のほうに赴かれたことはございますか。鈴木証人。 〇鈴木証人 一度も現地のほうには行っておりません。 ○志賀委員長 わかりました。

そうすると、環境課のほうでガレキ収集運搬業務に関しての事務の流れについては、どのような業務に携わっていらしたのか、お聞きしたいと思います。鈴木証人。

- ○鈴木証人 先ほど申しましたように、23年6月1日に人事異動で環境課のほうに来まして、最初の瓦れき関係といいますか、災害の部分での仕事に関しましては、まず、ここの東庁舎で一応解体の受付業務を行っておりました。あとその中で、自分の環境企画係の部分、環境課の仕事もしながら、最終的には庶務も行っておりましたので、その関係上、震災の部分の支払いのほうの業務を行っていました。以上です。
- ○志賀委員長 そうすると、東庁舎のほうで受付の業務をしていたということなんですが、これ はいつごろまでその業務をやっていたか、ご記憶ございますか。鈴木証人。
- ○鈴木証人 記憶によればですね、8月いっぱいで一度申請を締めたかと思うんですが、あとそれ以降、要望がありまして、たしか12月まで受付期間を延ばしたかと記憶しています。
- ○志賀委員長 私のお聞きしたのは、延ばしたのは我々も知っているんですが、鈴木さんが、東 庁舎で受付業務をされていた時期がいつまでやっていらしたんですかという質問です。鈴木 証人。
- ○鈴木証人 受付期間中ずっと、午前中と午後で交代しながらやっていました。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

そうすると、鈴木証人としては、瓦れきの収集運搬について、収集量の報告等については、 仕事上関知されていたのでしょうか、関知されていなかったのか、お聞きしたいと思います。 鈴木証人。

- ○鈴木証人 実際関知しておりませんでした。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、危険家屋解体の件についてお伺いしたいと思います。

これについても、先ほど、受付をされていたということなので、市民の方々から危険家屋の 解体申請書、こういったものが当然出されていたわけですが、この業務については、鈴木証 人はどのような関わり合いを持ったのか、お答えいただきたいと思います。鈴木証人。

- ○鈴木証人 受付内容でよろしいですか。
- ○志賀委員長 それで結構です。
- ○鈴木証人 一応、申請書に記入していただいて、そこでそれに伴う添付書類、登記簿謄本であ

ったり、身分証明書であったり、同意書なり、幾つかの申請書に必要な書類等の一応説明を させていただいてですね、その中で、解体業務の内容ですか、それらも説明させていただい てですね、その当時は、解体に関しまして、まだ、役所のほうにその当時は解体業者を任せ てもらうか、あとは個人の方が一応頼むのかというものも含めまして、申請書のほうの受付 業務を行ってきたということでございました。

- ○志賀委員長 ありがとうございます。
 - 今、申請書に対しての添付書類のお話をされましたが、その時点での必要とされた添付書類は 何と何かご記憶でしたら、お話しください。鈴木証人。
- ○鈴木証人 ちょっと先ほども幾つかお答えさせていただいたんですが、まずもって申請書、家屋を解体する物件の関連するものとして、建物の謄本、あとは身分証明書、あとは写真、あとはその家屋の所有者がなくなっている場合に、同意書を含めて、あとそれに付随する印鑑証明書ですね、あとはちょっと、もっとあったような気がするんですけれども、ちょっと今思い出せません。
- ○志賀委員長 そうすると、今言われていた書類は受け付け当初からその書類が全部必要だよと いうふうにされていたんでしょうか。それとも、後からそういうものが必要とされたのか、 もう一度お聞きしたいと思います。鈴木証人。
- ○鈴木証人 その当時、私が異動してきた当時は、一応そういう書類が必要だというような説明 を受けて、結局、受付業務を行っていました。
- ○志賀委員長 鈴木証人がやっていた受付業務の場合、この中には浦戸地区もそういった申請書 類も含まれていたんでしょうか、いなかったかをお聞きしたいと思います。鈴木証人。
- ○鈴木証人 浦戸の方の部分も受け付けを行っておりました。
- ○志賀委員長 そして、申請書類を受け付けました。その次の段階として、家屋解体に必要なための書類というものが当然あろうかと思いますが、そこの点については、そこから先の点については鈴木証人は関わり合いを持っていらしたのか、持っていなかったのか。要するに、申請書に基づいて、例えば家屋調査の依頼をするとか、業務の支持を出すとか、そういうところですね。鈴木証人。
- ○鈴木証人 そういう、今委員長からありました、そこまでは私は入っておりませんでした。
- ○志賀委員長 ということは、申請を受け付けました。その先の解体の実際的な解体作業をする に必要な業務指示書であるとか、設計書とか、こういったものについては、鈴木証人の場合

は一切関わり合いを持っていなかった、関係していなかったということでよろしいんですか。 鈴木証人。

- ○鈴木証人 環境課は2つの係がありまして、そちらのほうに、今委員長がおっしゃられた部分 に関しましては、クリーン対策係のほうで業務をやっておりました。
- ○志賀委員長 そうすると、当然、調査依頼というものは鈴木証人としては業務に携わっていなかったと。その先の調査、連絡協議会から調査して上がってきた書類等についても関わり合いは持っていなかったという理解でよろしいんでしょうか。鈴木証人。
- ○鈴木証人 そのとおりです。
- ○志賀委員長 浦戸地区での、すると危険家屋解体が全体で102件、当初あったということまで の報告を我々は受けているわけですけれども、すると、その辺についても鈴木証人の場合は、 全然関知していなかった。解体の受け付けが終わった後に環境課に戻られて、そうすると、 実際的にはどのような業務をされていたのでしょうか。鈴木証人。
- ○鈴木証人 受付業務が終わりますと、それを先ほど言いましたクリーン対策係のほうに手渡ししまして、一応、受け付けした個人のお名前を聞いておりますので、それの名簿と一緒に手渡すと。当初はそういう流れでした。あと、先ほど言いましたように、窓口がずっと続いていましたので、その間に、そういう添付書類をお持ちの方がおりまして、それを預かりながら、先ほど言いましたクリーン対策係のほうにその添付書類を渡していたという内容でございます。
- ○志賀委員長 それで解体申請、本土も含めて、浦戸も含めて、このファイルが1件1件、たしかファイルされていたと思うんですが、そのファイリングについては、そうすると鈴木証人はそのファイリングの実務をされていたのですか、されていなかったのですか。お聞きしたいと思います。鈴木証人。
- ○鈴木証人 ファイリングのほうには一応携わってはおりませんでした。以上です。
- ○志賀委員長 そうすると、新浜町の環境課に戻られて鈴木証人が実際に日常的にやられていた 業務というのは、どういう業務をやられていたのか、もう一度、済みませんが説明ください。 鈴木証人。
- ○鈴木証人 一応、先ほど申しましたように、東庁舎のほうのプレハブで解体の受付業務を行いまして、そのときに何カ月間か受付業務を行っていましたけども、その中で、たしか、あの、 法的な部分が、たしか変わりまして、ブロック塀なんかの解体も一応補助されるというよう

な内容も入ってきまして、そういう受け付けも新たにプラスアルファとして、受付業務に入ってきたという記憶がございます。あとは、先ほども申しましたように、通常業務の部分をこなしながら、クリーン対策係から、随時、解体業務が終わった書類が回ってきますので、それに支出命令ですね、支払いのほうの処理をしていたという内容でございます。以上です。

○志賀委員長 そうすると、解体業務が終わって、支出に関する、起案書とか当然上がってくる わけでしょうけれども、そういったものを、今度は鈴木さんのところに集まって、そして会 計課のほうに支払い手続をするということですね。そういう業務をやられていたということ でございますね。

そうすると、じゃあ、例えば危険家屋に関する一般的な書類の流れというものについては、 鈴木証人は御存じですか。例えば積算設計書、精算設計書、見積書とか、そういうどういう 帳票類が存在していたかというのはご存じですか、それはご存じないですか、そこのところ をちょっとお伺いします。鈴木証人。

- ○鈴木証人 ちょっと正確ではないんですが、設計積算書ですかね。最終的には業務指示書をつくって協議会さんのほうに渡しておったかなという記憶でございます。
- ○志賀委員長 済みません、今、最終的に業務指示書を渡したというお話でした。この業務指示書という書類は最後に出される書類なんですか。それとも最初に、要するに解体業務を依頼 するときに出される書類なのか、それとも全部書類が整って最終的に業務指示書というもの は出される書類なのか、ちょっとその辺明確にしていただきたいと思います。鈴木証人。
- ○鈴木証人 私の記憶によりますと、解体前だったかと思います。
- ○志賀委員長 解体前に業務指示書を出すんですよね。何か、今、支払い前に業務指示書云々というようなお話をされていましたので、支払い書に業務指示書が関係あるのかと思ったんですが。(「済みません」の声あり)違いますね。(「はい」の声あり)そうすると、業務指示書は解体前に出されて、その業務指示書に基づいて家屋調査とか、そういったものが行われることになるわけですか。それとも、家屋調査が終わって、実際の調査書が出てきてから業務指示書というものは提出されるようになるんでしょうか。そこの点はご記憶ありますか。鈴木証人。
- ○鈴木証人 記憶が定かでないんですが、たしか受付業務の部分で、添付書類も含めてそろった 部分の書類に関しましては、今度は現場確認に行っていたかと記憶して、クリーン対策係の ほうの担当職員が行っていたかと思います。あとは添付書類の建物の謄本なんかの部分の面

積等で精査というか、多分突き合わせしていたのかなというような部分が記憶のほうに。それに伴って、ちょっと記憶は定かでないですけれども、業務指示書を協議会さんのほうにお渡ししていたかと記憶しております。

- ○志賀委員長 そうすると、業務指示書を協議会のほうに出すときに、それに添付されている書 類というものはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。鈴木証人。
- ○鈴木証人 添付書類はたしかございませんでした。一応指示書、A 4 判ぐらいの多分指示書たったと記憶しています。
- ○志賀委員長 ということは、一応、調査が終わって実際に現地での面積なんかが確定して、それが積算設計書ということになろうかと思います。その辺がわかった時点で、業務指示書というものが出されていたという理解でよろしいんでしょうかね。鈴木証人。
- ○鈴木証人 多分そのとおりだったと記憶しております。
- ○志賀委員長 そして、あとは鈴木証人のほうに支払いのための書類が回ってくると。そのとき も支払いのために回ってくる書類の中身を細かく教えていただきたいと思います。鈴木証人。
- ○鈴木証人 その当時は、案件的に、建物1軒につき1ファイルで整理していまして、そこに結局、完了報告書、そして請求書含めてクリーン対策係のほうから回ってきまして、それで履行確認含めて、支出負担行為を私のほうで起こしまして、それで決裁した上で会計課のほうに支出のほうをお願いしてきたという中身でございます。
- ○志賀委員長 そうすると、一応1件ごとのファイルであったと。そのファイルの中で、ファイルとともに完了報告書、それから協議会からの請求書、こういったものが一緒になって、会計課のほうに支払いとして回していたと。そういう場合は、当然、1件のファイルの中には、先ほどお話しになった必要申請書類というものが当然あったということでよろしいわけですね。(「はい」の声あり)そうすると、この必要申請書類というのは、これは全部、先ほどおっしゃったように、身分証明書が全部ありましたか。それともないものもありましたか、支払いに回った。そこの点をお聞きしたいと思います。鈴木証人。
- ○鈴木証人 その中では、支払いの部分に関しまして、やっぱり添付書類がないものも数件あったかと記憶しています。その部分で、こちらでわかる範囲につきましては、一度クリーン対策係のほうに戻しまして、それが足りないよという部分でそろえていただいたという記憶がございます。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

通常的に解体されて、支払われた書類の中にも、身分証明書が添付されていない件数が10数件あるんですよ、我々調べましたところ。その書類の中には、身分証明という台紙は張ってあるんですが、流出と書いてあって、添付されていないわけですね。それでそのまま払っているわけです。ところが、一方では、身分証明書がないがために払いに回っていないという書類もあるんですよね。その辺についての認識というのは、どのように持たれていますか。鈴木証人。

- ○鈴木証人 その部分、全体、浦戸も含めまして、本土、市内の部分の件数がたしか約1,60 0件くらいの受付をしたかと思うんです。その中での部分では、若干そういう部分では、先 ほど委員長さんがおっしゃられたとおり、もしかすると抜けている部分もあったのかなと思 います。
- ○志賀委員長 わかりました。

そこでですね、一応そういうチェックをしてないものは戻したというお話でした。当然、そのときの書類というのはやっぱり既に解体されているから回ってくる書類ですよね、鈴木証人のところには、そうですね。 (「はい」の声あり)

まず、浦戸関係で、今この特別委員会で問題になったのは、74件の物件が当初102件の物件の中の20件に寄せ集められていたという事実が発覚したわけですね。そこの部分が、74件が申請書類が整わなかったからだということでの、今話で事実関係を確認しているわけですが、そういうことでは、鈴木証人のところでは、例えば環境課の担当のほうから、1件のファイルで「解体終わったよ」と支払いのほうに回ってきたよと。そのときには必要書類が整っていない場合は、担当のほうにバックしていたということでよろしいわけですか。鈴木証人。

- ○鈴木証人 そういうふうなやり方をしていました。
- ○志賀委員長 そうすると、わかりました。一応、あとは各委員の質問にお任せいたしたいと思います。

次に、一時仮置場管理業務についてお伺いいたします。これは要するに浦戸で瓦れき分別作業の件なんですが、そうすると、今までのお話しをお聞きしますと、ここの部分については、鈴木証人の場合はほとんど携わっていなかったという理解でよろしいんでしょうか。鈴木証人。

○鈴木証人 そのとおりでございまして、最終的には先ほど来、回答させていただいていますク リーン対策係のほうから、何々委託料という形ですか、結局、支払いしてくれというような 部分で来たものを私のほうで支払いしていたという内容でございます。

- ○志賀委員長 そうすると、支払い業務については、瓦れき収集運搬なり、危険家屋解体なり、 一次仮置場であり、一応鈴木証人のところを通って会計課のほうにつながっていったという ことですね。そのときに、当然連絡協議会の日報・月報というものが請求書類の中に添付さ れてきているはずなんですが、一つの表になってですね。そういったものはご記憶ございま すか。鈴木証人。
- ○鈴木証人 請求の、多分ファイルの中には多分入っていたかとは思うんですけども、内容的な部分に関しましては、正直、ちょっとその辺の中身はちょっとわかりません。
- ○志賀委員長 そうですか。ということは、危険家屋の場合は整わない書類というものを一応チェックしたと。ただ、瓦れき収集運搬と一次仮置場の関連については、結局、担当から上がってきたものをそのまま会計課のほうに回していたということでよろしいわけですね。わかりました。

じゃあ、以上で委員長からの共通尋問を終了したいと思います。

発言の申し出がありますので、これを許可いたします。お一人の尋問時間は、おおむね20分 以内といたします。田中委員。

○田中委員 鈴木証人、きょうはご苦労さまです。

この間、荒川前部長と村上前課長のときに、判こを預けていたという話が出てきたものですから、きょう、支払いのために担当になさっていた鈴木証人を参考人として呼ぶような話になったんですよ。前部長の判こを預かっていたという記憶がありますでしょうか。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 当初の部分に関しましては、部長のほうに書類を持っていって決裁をしていただいたという記憶がございます。件数的にですね、多くなりながらとともに、部長のほうには席に座っている時間がなくて、たしか朝と夕方ですかね、決裁権を持って判こをお願いしたという記憶がございます。その後、若干経過しまして、部長のほうから、まず書類が整っているものに関しましては、早く支出しなさいという指示を受けまして、その時だったかどうか、ちょっと記憶にあれなんですけれども、その時に部長のほうから印鑑を預かったという記憶がございます。
- ○志賀委員長 田中委員。
- ○田中委員 そうすると、鈴木証人がその書類に部長の判こを押したということでしょうか。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 直接に私は押してございません。私とあともう一人、担当がおりましたので、そちらの担当のほうが押していたかと思います。その中で、一応重要な案件につきましては、部長のほうに報告をさせてもらっております。以上です。
- ○田中委員 その人の名前をちょっと教えていただけますか。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 環境企画係の斎藤と申します。
- ○志賀委員長 田中委員。
- ○田中委員 そのことは課長も存じていたのでしょうか。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 課長も知っているかと思います。
- ○志賀委員長 田中委員。
- ○田中委員 村上前課長も、何か、判こが二、三個あって、そのようなことをしていたのかどうか、確認したいと思います。課長は自分で押していたのでしょうか。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 課長も押していたときもありますし、何件かというか、課長も印鑑のほうも記憶に よると預かっていたような気がします。
- ○志賀委員長 田中委員。
- ○田中委員 わかりました。そういう状況だったということですね。わかりました。じゃあ、これで結構です。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 どうもご苦労さまです。

ちょっと教えていただきたいのですが、先ほど、委員長の共通尋問で、浦戸の解体関係の流れが尋問されました。その中で、いろんな受付をして、作業指示書を出すに当たって、業務指示ですか、ごめんなさい。業務指示するときには、たしか我々の書類には金額も書いてあったんですよね、当初。それをもって仕事をしてもらって、履行確認をしてその金額を払っていたというふうに浦戸の瓦れきで聞いていたんですが、金額の積算というのは最初に、頼む前に積算とかしてもらった時点で金額を決めて、そして業務指示をしたというふうに記憶しているんですが、それで間違いないでしょうか。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 今の中身に関しましては、ちょっとわかりません。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 金額、支払い履行するに当たって、その金額の基となるのは誰が積算してやったんですか、どなたが。多分流れ的に、解体の受け付けをしますよね。そして、市役所で協議会にこういう物件があるから調査してくださいというふうなシステムであります。そうすると、その時点で、何平米があってどうだからといって、これを解体することによって、例えば一軒家が、仮定で話しますね、一軒家が例えば350万でなりますよというものが添付されてくる、積算された。それをもって行政側としてはこれで出しましょうといって作業指示を出すと。作業指示の中にはその金額も入っていて、そうすると、何月何日に終わりましたよと。そうすると、履行確認をした上でその最初の作業指示の金額を支払いに回すというふうに当初のほうお伺いしていたんですが、私の記憶違いかしら。そういう流れだったと思う……。

じゃあ、ちょっとわからないというのであれば、誰がその請求書関係の金額を入れたのか。 どの部分で入れたのか、仕事が終わってきて、これくらいですよというものの金額は、業者 が書いてきたんですか。それとも、行政側が頼むときというか、住民の方から解体を頼まれ て、その調査を協議会のほうに委託したと言っていますのでね、調査を、そうすると協議会 に委託して、このくらいの物件があって、このくらいかかりますよという金額も示されてき たというふうに聞いているんですが、それが記憶がないのであれば、じゃあ、その基となる 金額というのはどなたが入れたのか、記入したのか、積算したのか、その辺をお答え願いた いと存じます。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 今の内容なんですが、協議会さんのほうにお願いした部分に関しましては、クリーン対策係のほうで一応計算しましてお願いしていたと。それで、先ほど、ちょっと私も混乱してしまったんですが、協議会さん以外の部分でですね、個々の会社さんの部分もありましたので、その中身に関しましては、あのときはクリーン対策さんのほうで、積算していただいてですね、その会社さんのほうから出た部分とたしか精査してもらってたような気がします。精査して、たしか、価格の安いほうを支払ったような記憶がございます。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 価格安いほう支払ったかもわからない、価格が、連絡協議会さんのほうに、浦戸は

任せたわけですよね、仕事を。ですから、それを連絡協議会さんが解体するに当たって、鈴木さんのほうから業務指示というものをいただいて仕事をしたと思うんですよね。ですから、その業務指示の中に金額が入っていたのではないかなと。何ぼでやってくださいというふうな。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 私のほうで業務指示書というものは出して……、私の担当の部分では出しておりません。クリーン対策係のほうで、一応その指示書を出していたということです。
- ○志賀委員長 こちらでは、その指示書を出すのはわからないですよ、設計の内容も。ただ、支払いとしての伝票が回ってくるというところでの窓口だというお話ですから。

菊地委員。

- ○菊地委員 クリーン対策係、別のほうで。そうすると、そこで例えば仕事を発注した、ある程度やって、そこでのやりとりはわからなくても、支払い、例えば協議会さんがこれくらい浦戸の解体をしましたよというふうな報告書なり、来るわけですよね。そのときには金額が入ってくるから支払いもするんですが、では、その金額が入っていたというものを、どこで検収というのですか、ただ1枚の書類によって、業務指示の中に金額があって、履行確認したので、鈴木さん、このくらい払うようになりますよというような書類だけだったのか、その辺の確認をお願いいたします。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 その中身に関しましては、クリーン対策係のほうでチェックしていただいて、最終的に金額面の部分だけ、支払いの部分で私のほうに回ってきたと、回ってきたといいますか、処理させていただいたという流れです。
- ○志賀委員長 先ほどの説明では、ファイルの中身をチェックして整わない書類がある場合は担 当者に返却したと。ですから、鈴木さんのほうから先は、書類の整わない物件は行っていま せんよという説明なんです。それを踏まえて質問してください。菊地委員。
- ○菊地委員 一番、金額が大事なんですよ。来たものを、書類が来て、支払い、履行してくださいと。そうすると、その中で、もちろん書類が整わないものは戻したと。それは結構なことなんですけれども、だから、そこの、そうするとクリーン対策係のほうがどういうふうにしていたかということになってくるんだね。そうすると、恐れ入りますが、そのクリーン対策係関係で一生懸命やられていたという方の、先ほど一緒にやっていた方は斎藤さんとかとい

うお名前なんですが、クリーン対策係という方は主にどなたかがなさっていたんですか。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 そのときには派遣職員さんも何人かおりますし、パートで何人かお手伝いをもらっている方もおりましたので、その方たちが結局、手分けしてというのですか、業務に当たっていたんだろうと思っています。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 いろいろ村上さんとか、証人尋問したときにですね、会計課のほうで滞ってたんだと、支払いがなかなかスムーズにいかなかったと。しかしながら、会計課の担当の星さんが来たときには、一応、会計課ではそういった支払い関係は滞っていなかったと。それは環境課のほうで滞っていたのではないでしょうかということなんですが、鈴木証人のほうではそういった書類が山積みになって、処理されない物件がいっぱいあったというふうな認識なんですか。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 私の今の質問なんですけれども、一応、滞っていたというのも、私もちょっと記憶にないですね。1カ月も2カ月もおくれてしまっているというような内容はなかったかと思っております。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 ありがとうございます。いろいろ100条委員会でお伺いすると、いっぱい滞っていたので、会計、3月年度末にきて、まとめて課内で相談して出したんだと、支出してもらうようにしたんだというから、その中心人物がきょうの鈴木さんではないかということで、来てもらったらというふうに、ざっくばらんに申せばそういう状況だったので、そういった滞っていたことはないということでいいんですか。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 完璧という部分はないんですけれども、どうしても添付書類が整わない物件に関しましては、若干おくれていたかなと、そういう部分はありますけれども、大幅にそういう多数にわたっておくれたという記憶はありません。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 どうもありがとうございます。何か、いろいろな前回の証人喚問等でも、そういった星さんはスムーズに、合わないものは戻して、訂正してもらったと。もちろん、クリーン

対策係のほうにも鈴木さんが支払いをまとめて会計課に持っていくときには、不備な点があったら戻したということですね。そうすると、わかりました。

鈴木さんにお尋ねしたいのは、今そういった滞ったことが余りなかったよと、何カ月もおくれたり何だりと。いわゆる出納閉鎖期間中の近くになってあらあらと鈴木さんのところに書類が来たという事実はあるんですか、それともそういったものも余りなかったよということなのかしら。

- ○志賀委員長 1月、2月、3月あたりで解体申請書類がまとまったものが鈴木さんのところを 通ったか、通らないかということですね。その記憶についてです。先ほど言いました74件分 が、というか、それにプラス20件、だから92件分の解体物件の書類がですね、結局通過して いるわけでけれども、それが全部1月、2月、3月に集中しているわけですね。その集中し た記憶があるかどうかという質問です。鈴木証人。
- ○鈴木証人 一応、私の今回の証人喚問ということで依頼を受けたんですけれども、そのとき、 ちょっとその部分でですね、たしか先ほど委員長さんが言ったように、72件どうのこうのと いうような内容が記載されておりまして、そのとき、最初「え、これって何なのかな」とい うのが、実際、そういう感じでおりました。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 例えば、委員長からの尋問事項というものが示されて、そうすると、鈴木証人は、 例えば浦戸地区の危険家屋解体業務に関する事項で、寄せ集められた家屋解体72件は、環境 課でどのようにと、こういった質問事項をされても、何を聞きたいのかなんて、そういう疑 心暗鬼で来たという認識でよろしいですか。それとも全然72件の存在とか、寄せ集められた ものに関するそういった、全然存じていないというふうな認識のもと証人席に座っていると いう理解でよろしいんでしょうか。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 そういう中身でございます。
- ○志賀委員長 ですから、簡単に質問させてもらいますと、800平米、600平米、700平米というような物件が1月から3月までに集中しているんですね。先ほど鈴木さんがおっしゃったように、ファイルごとにチェックしている。そうすると、その800平米のファイルの中には、実際は250平米の面積しかない、建物しかない登記簿謄本が入っているわけですよ。実際、解体面積は800平米ぐらいのものを解体していると。そうすると、その辺の解体面積と、それから

登記簿面積というのは、鈴木さんはチェックされていたご記憶ありますか。

- ○鈴木証人 正直言いまして、そこまでチェックをしていたというのは、多分記憶にないかと思います。多分、金額面の部分だけの中身だったかと思います。
- ○志賀委員長 申請書類はチェックされていたんですよね。申請書類足りないものは返していた という、先ほどのお話でしたね。鈴木証人。
- ○鈴木証人 当初の申請の部分で、今思い返せば、添付書類の部分に関しては記憶にあるんですけれども、先ほどありました中身に関しましては、ちょっとあの……。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 1点だけ、お聞きします。

先ほど、クリーン対策係お二人というお話でした。先ほど、菊地委員のほうから派遣職員、パート、何人かで動いていましたというお話のようでしたけれども、市の職員としては、お名前でどなたとどなたが当時携わっていたのでしょうか。市の職員として。

- ○志賀委員長 先ほど、派遣職員とパートさんという話でした。
- ○伊勢委員 市の職員、正規職員。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 その当時は、最初はクリーン対策係のほうに4人か5人職員がいまして、その中でも当初私と一緒に異動してきました布施係長、そして前からいた鈴木君、その当時ですとたしか菅原さんかな、5人はいるんですけれども、主に解体のほうの処理に当たっていたというのはその3人ですかね。一応、ちょっと布施係長さんのほうが体調を壊してちょっと休んでいたり何だりということもありまして、たしか1年で異動しまして、次に星係長が来ましたので、実質、大体中身的にはその3人が中心的にやっていたかと記憶しております。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 先ほど布施係長さん、それから鈴木君と。鈴木君というのは、要するに、最初の証 人でお越し願った鈴木孝至さんということで捉えてよろしいんですか。わかりました。
- ○志賀委員長 いいですか。鎌田委員。
- ○鎌田委員 本日はどうもありがとうございました。今までの質問の中で、ちょっと回答のあったところでちょっとお聞きをしたいんですが、ちょっと整理をすると、最初はいわゆる受付業務に入っていたと。その後については、解体が終わったものの、いわゆる支払い、会計に回る前に点検といいますか、確認するといいますか、そういった業務にいたということで、

まずはよろしいんですよね。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 中身ではなくて、一応支払いのほうの部分だけ、一応確認につきましては、先ほど 申しましたように、クリーン対策係のほうで一応チェックしていただいて、それでその上が ってきた部分の金額の部分で、履行確認なり、支出負担という部分を取って会計のほうに渡 すというような中身でございました。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 物件の確認については、先ほど言ったクリーン対策担当の方でやられていると。そこで解体がきちんと終わって、会計に回る前の書類のいわゆる点検といいますか、流れる窓口になっていたということでいいわけですよね。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 ちょっと、窓口というのは、ちょっとそれは中身的にいいのかどうか、ちょっと私 はあれなんですけれども。先ほど言いましたように、最低限必要な書類が整っているかどう かという部分だけのチェックはさせていただいたんですけれども、あとは実務関係の中身に 関しましては、クリーン対策係のほうでチェックしていただいて、あとは請求書なり、管理 報告書の部分で、先ほど言ったクリーン対策係でチェックしていただいたものを受けながら、 今度は私のほうで支出をしていたという形になります。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 先ほど、最低必要な書類といいますか、何かそんな話がありましたが、その最低必要な書類というのは何なのか、記憶があればお答えを。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 結局、当初、受け付けしたときの家屋の謄本だったりとか、あとは身分証明書だったりとか、あとはどの物件を解体するのか、解体の写真とかですね、今お話しさせてもらっているのは浦戸だけの部分じゃないので、市本土の部分も全体的な部分の一応受付をしていましたので、浦戸どうのこうのというと、なかなかその部分では思い出せない部分がございまして、件数も件数、ちょっとありましたので、その部分の先ほど来言っています添付書類というもの一応とりあえず、添付されているかどうかという確認の意味でございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 先ほど菊地委員が質問された中で、問題があるものといいますか、添付されている

書類で足りないものがあれば戻していたという発言をしているんですが、そうすると、その 書類がすぐ戻ってきていたのか、ないしは戻ってきたという記憶がないのか。自分が、例え ば「これ足りないよ」と戻したのであれば、次、「あ、これ戻ってきたか」という、そうい った意識があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のその状況はどうだった でしょうか。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 まず、先ほど、添付書類の不備の部分で一応一旦戻した部分に関しましては、後、 クリーン対策係のほうに一回返還したときに、担当職員のほうが一応電話連絡なり、何なり とか、連絡とりながら一応添付させていると。それで、それがそろった段階ですぐに私のほ うに上がってきた段階で支出していたということです。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 今の話をお聞きすると、不備があったものについては連絡をとって改善されてすぐ 戻ってきているということでよろしいんですね。そして、この中で、先ほど、現場の写真だ と思うんですが、写真という項目を挙げていただきました。この中で、解体の中で、瓦れき 処理という形で写真になっていたということはないですか。写真があればいいという点検だ けだったのか、写真の中身も見ると、簡単な作業によっては家屋解体とか、危険家屋解体、 危険家屋解体であれば危険家屋解体なんですが、瓦れき処理という名称の写真はなかったの か。ただ単に写真があればいいということで通したのか。写真をのぞいたりもしていたのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。
- ○志賀委員長 現場写真で、看板掲げますね、その看板のタイトルが家屋解体というタイトルだったのか、瓦れき処理というタイトルだったのか、確認をした記憶がありますかということですね、写真について。鈴木証人。
- ○鈴木証人 その部分に関しては、一応チェックをほうを私はしていなかったと。私個人的には してなかったと思います。みんな対策係のほうにチェックをお任せしていた部分があります ので、それで上がってきた分に関しましては、支出のほうという形の部分をとらせていただ いたという記憶でございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 写真のあるなしは見たが、その内側については確認していないということでよろし いのかなというふうに思います。

それからもう1点、いわゆる危険家屋解体で書類が流れてくると。終わったものですね。そうすると、ここで取り上げている72件の寄せ集めという、これに関しては、いわゆる1件のものにほかが付随して3件ぐらい、三、四件ついているという形なんですが、ファイルというか、流れる書類としては、そうすると5件が一緒に来るように、私は考えるんですが、いわゆる1件しか来ていないのか、5件とか、4件とか、まとまったもので、束ねられていたものといいますか、そういったもので流したというものはあるのか、ないのか。そういった記憶があるのか、ないのかをちょっとお聞きしたい。

- ○志賀委員長 なければないでいいですよ。鈴木証人。
- ○鈴木証人 先ほど来、その72件というのが、ちょっと私も聞いた中身なので、この部分では、 どうだったかと言われてもちょっとその辺はわかりかねます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 この浦戸の関係のいわゆる危険家屋解体に関しては、ファイリングされていました ね。いわゆる紙のA4のもので、それなりの証明書やら何やらみんなファイリングされているんですが、そうすると、先ほど点検に上げた項目、何項目かありましたが、そういったものと、いわゆる会計に回る書類が、多分表紙が多分あって、そういったものが添付されていると思うんですが、それが1件のものではなくて、何件もというのは、一つでというのはないわけなんですね。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 一応、私の記憶によりますと、委員さんの今の質問ですと、何件かまとまっての部分で支出のほうに来ているというような内容でよろしいかと思うんですけれども、私は1件として捉えていたという記憶でございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 そうすると、鈴木さんのところを通ったものについては、まとめて5件とか、4件とかはないと。いわゆる1件の書類として出ているということになるんですが、そうすると、普通、危険家屋解体、平均すると100万前後ぐらいの、150万ぐらいですか、行っても。何かのあの金額を見ると。そういった金額になるんですが、このまとめられたものに対しては、800万から900万くらいになっているんですよ。1,000万以内ぐらいになっているんですが、普通、例えば100万台前後ぐらいの金額が回ってくるのに対して、1件で処理したとなると、支払いをしたとなると、えらい大きい飛び抜けた800万、900万という金額でぽんと来るわけで

すけれども、そういったものが来た記憶はございませんか。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 中にはそういうものがあったのかもしれませんけれども、今振り返ってみますと、 浦戸の部分に関しましては、ちょっとここでこういうことを言っていいのかどうかわかりませんけれども、私も浦戸出身なので、そのときの部分に関しましては、たしか母屋もありまして、それから乾燥場なんかもありまして、それから倉庫含めて、結構な建物を所有しているところが結構あるんですね、実際。そういう部分から、多分面積的な部分も多分そんなに下がらないといいますか、思っていた部分ではそのまま、多分私も回ってきたときにはそのまま決裁してしまったのかなという気はしています。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 今の説明があったように、倉庫やら何やら広いところがあると。そうすると1件の 認識で流れている可能性もあるということですね。それから、考えてみたら、浦戸関係の書 類だけ見ているのではなくて、本土関係も見ているので、本土関係では大きいものがあった り、構造が違うものなんかがあれば、金額もまた違ってくるので、一つ一つの写真がその名 称と合うかとか、それから物件の構造とか、そういうところもきちんと見ていけばわかるの かもしれませんけれども、いわゆるこの書類があるのか、この書類があるのか、これはある のかぐらいの点検であって、そこまでの点検ではなかったということなんですよね。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 そのとおりでございます。 (「じゅあ、どうもありがとうございました」の声あり)
- ○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。嶺岸委員。
- ○嶺岸委員 済みません。どうもご苦労さまでございます。

私のほうから、ちょっと確認したいということです。今鈴木証人が流れのことについて説明 を求められまして報告されました。一番最初、鈴木孝至証人が来たときに、1,000万円以上超 えた場合、協議会のほうからまけてもらったという話は聞いたことございませんか。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 聞いたことございません。
- ○志賀委員長 嶺岸委員。
- ○嶺岸委員 わかりました。

それから、今回の証人として呼ばれたことは、いわゆる荒川前部長、それから村上課長、証人に呼ばれたときに、よくわからないと。判こは預けましたよと。それから、村上証人も預けましたと。押印は担当課で押したのかなと、担当係で。これについては間違いございませんか。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 先ほど来、お話しさせていただいたように、判こを預かっていた部長も含めてです ね、預かっていた部分も含めて、預かっていた部分に関しましては、押印させていただいて、 随時、ご報告はさせていただいたと記憶しております。
- ○志賀委員長 嶺岸委員。
- ○嶺岸委員 非常に大事なものですから、これは押してから承認をもらったのか、承認をいただいてから押印したのか、その辺のことは覚えておるでしょうか。
- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 その中には、一応部長に連絡して押したものもありますし、事後処理、押してから の部分で報告という部分もあったかと思います。
- ○志賀委員長 嶺岸委員。
- ○嶺岸委員 わかりました。緊急な状況の中で結局やりとりしているものですから、間違いないようにやっているんだなと、こう思っております。

それから、クリーン対策室というのは、私も初めて聞いたんですけれども、これは今まで鈴木さんのほうから、いわゆる私も被災者でございますので、窓口に来て、罹災証明を受けて、そして丁寧に教えていただいて、解体するときはどうしますかと、私も大規模半壊罹災者であったものですから、このときはこうですよと、こういうものが必要ですというふうに丁寧に教えていただきました。それをそこで受け付けしまして、そして個人的に知っている人は大工さんなり、個人的に頼んだわけですよね。その積算はきちんとできているというふうに今証人はおっしゃっていただきました。問題なのは、浦戸について、いわゆる今の金額の問題も出ましたけれども、よくわからないと。例えば、鈴木さんに来るのにはきちっとした書類がファイルとなって、計算して、書類として上がってきたものを正確か、正確でないかを計算して、そしてファイルして会計課に上げるという仕事なんですね。これはちょっと確認したいなと思います。いわゆる積算はクリーン対策係でやるわけですよね、幾らかということ。それが回ってきて、その書類が正確だかどうかということを、いわゆる正確であれば判

こを押して、会計課に任せて支払いをすると、こういう流れだと先ほどはお聞きしたんですけれども、それで間違いないですか。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 最終的なチェック段階までは、先ほど来お話しさせていだたいているように、クリーン対策係のほうでチェックしていただいて、私のほうには金額面だけの部分が主だったものですから、それにのっとって一応支払いをしていたと。チェック面に関しましては、何回も言うようですけれども、クリーン対策係のほうにお願いしていたというか、向こうでチェックしていただいているという部分で、それを受けて支払っていたという中身でございます。
- ○志賀委員長 計算の中身を再チェックしましたかということを聞いているんです。鈴木証人。
- ○鈴木証人 ちょっとその計算の部分に関しましては、私たちはちょっとやったことがないので、 その辺は申しわけないんですけれども、しておりませんでした。嶺岸委員。
- ○志賀委員長 嶺岸委員。
- ○嶺岸委員 そうすると、業務指示書が最初に行くわけですよね。業務指示書、書きますよね、 申請されれば。この業務指示書は誰が積算して、これでやってくださいということをやるん ですか。
- ○志賀委員長 業務指示書は積算しない。業務指示書というのは、業務指示書という紙だけです。 鈴木証人。
- ○鈴木証人 それに関しましては、クリーン対策係のほうで全部書類的な部分は、協議会さんの ほうに渡しているということでございます。
- ○志賀委員長 嶺岸委員。
- ○嶺岸委員 済みません。今、委員長に煩わせたくないので、ちょっと確認だけして、済みません。わかりました。

最終的に、それが鈴木さんのところでは、計算上、完了届が出ますよね、普通であれば。完了しましたと。この積算には間違いございませんよと。ぽんと判こをついてきますよね。ついてくるのか、その辺はよくわかりませんけれども、普通の会社ではですよ。そして、自分の手元に来て、普通は会計のほうに行く前に事務方の最終チェックが鈴木さんのところでされて、これは間違いないですよと、再確認されて、会計課に行ったと。これがスムーズに流れているということですね。そこのところまでは。私たちは、やっぱりいろいろな話を聞いていると、その辺がどうもうまく支払いが回っていないというふうに報告を業者の方からよ

く聞くんですよ。それを確認したかったものですから、それは鈴木さんから、会計課に行けば、何日かの間には完全に振り込みされるということで間違いございませんか。

- ○志賀委員長 鈴木証人。
- ○鈴木証人 先ほど来、ずっとお話しさせていだたいているんですけれども、協議会さんの部分に関しては、お願いしている部分に関しては、ある程度、業者さんも何社さんかいて、内容的な部分に関しては、多分ご存じなんだろうと思うんです。それで、先ほど来、ちょっとお話しさせてもらっているのは、民間さん、結局、協議会さん以外の会社さんも何件か解体していますので、その部分ですと、中身的な部分に関しましては、クリーン対策係さんのほうで計算なり、何なりしていただいて、最終的にはオーケーというような部分で書類が回ってくるんですけれども、その中で、今度は、私のほうで振り込みなり何なりするんですが、口座番号が違っていたりとか、そういう関係の部分、名義が違うとか、そういう部分で会計のほうから戻されてきている部分もありまして、そういう部分の処理的な部分というのは若干ちいっとおくれたかなという部分では記憶には持っているんですけれども、通常の協議会さんの部分に関しましては、そんなにおくれないで一応支払いのほうはしていたかと思います。中身に関しましては、クリーン対策のほうでみんなチェックをかけてもっていて、同じような答弁になりますけれども、それで金額的な部分を私のほうでその金額を受けて支払いを行っていたという中身なります。
- ○志賀委員長 嶺岸委員。
- ○嶺岸委員 そうすると、協議会さんから上がってくる部分の、いわゆる完了した部分について の積算は、そのまま大丈夫だという形でクリーン対策室で一応チェックをかけるわけですか。 かけているんですね、間違いなしに。そして、鈴木さんのところに来て、そして支払いをす ると。そのときに確認して、印鑑を押して回していくという形ですね。わかりました。 じゃあ、以上でございます。
- ○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。

ないようでしたら、以上で鈴木 修証人に対する尋問は終了いたしました。 鈴木 修証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。 [証人退室]

○志賀委員長 暫時休憩いたします。再開は15時といたします。

午後2時23分 休憩

午後3時00分 再開

○志賀委員長

これより議事に入ります。

付議事件2、東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

これより質疑を行います。各委員のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は、答弁も含めておおむね30分以内とさせていただきますので、御協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料名称、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いい たします。伊勢委員。

○伊勢委員 何点か、お尋ねをしたいと思います。

議会、100条委員会のほうに出された資料等もありますので、それらも踏まえながら、当局から出された資料、別冊6というところの54ページのところを確認をさせてもらいます。

主に、島のほうに、特に、浦戸の23年、24年とありますが、どの時期から、一つは、それぞれの業者が、どの会社が入ってきたのか。時系列的にひとつお尋ねをしたいと思います。

- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 浦戸の災害廃棄物のいろいろな作業に当たって、協議会の会員がどのような形で入ってきたかということですけれども、それぞれここの会員企業がこの日から入ったというような記録については持っておりません。協議会との協議の中で、浦戸につきましては、台船なり、そういったものを持っている建設業者が一番効果的であろうということで、これまでお名前出ておりますけれども、東華建設さんと東北重機さんとで、それぞれ島ごとに分担して行ったというような内容になっております。以上です。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると、主に東華建設と東北重機ということですね。これは島ごとの分担をちょっと確認させてくだれい。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 基本的には桂島、石浜、野々島地区につきましては東華建設さん。 寒風沢、朴島地区につきましては東北重機工事さんが中心になってやっていたということで

ございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 先ほどお話、答弁がございましたように、寒風沢と桂島は東北重機さんですね。寒 風沢と朴島ですか、失礼しました。この資料でいいますと、そうすると東北重機の関係でい いますと寒風沢と朴島ということですが、もう一回、確認ですけれども、いつの時期から入 っているのか、年度ごと、わかる範囲で教えてください。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 浦戸は散乱した瓦れきの収集運搬……
- ○志賀委員長 いつの時期からですから、そこだけ答えてください。
- ○菊池産業環境部環境課長 わかりました。

浦戸諸島の仮置場の協定を結んだのは23年7月になっておりますので、瓦れきの撤去・運搬 も7月からの委託というふうになってございます。以上です。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 7月から入っている。この報告書の、23年度のところ、改めて確認ですが、54ページのところに浦戸の災害廃棄物管理業務委託、7月分と、こういうふうに実績報告表が載っております。その中で、土木一般世話役というものが載せられております。これは東北重機の主に仕事としてそういうものをやってきたのかどうか、確認させてください。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 軽作業員とか普通作業員につきましては、島民の方も入っているというお話はこれまでも申し上げましたけれども、そういった世話役等については協議会のそういった会員の企業のほうから出ているというふうに認識しているところでございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 企業としてどこが入ったのかという確認なんですね。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 先ほどの地区ごとの分担がございましたので、それぞれの地区で、 東華建設さんなり、東北重機さんが担当されたということでございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうしますと、それぞれ地区ごとにやられているということでの回答がございました。そうすると、寒風沢と朴島ということになるんですが、そうすると土木一般世話役の関

係で、この協議会から実績報告書が上がったものの関係で、ちょっと同じページを使って確認させていただきたいと思います。

まず、7月1日、3、それから7月4日、ずっと日数を追って、計72ということで現場管理になっていますが、この数字で上がったということで、正確なものとして捉えていいのかどうか、協議会としてこの数字を上げてきたということでよろしいのでしょうか。

- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 そういったことで実績報告を受けて確認しておるということでございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうしますと、72件、毎日3人の方々ということですが、東北重機の実際に私ども 議会で、100条委員会で資料提出を求めた中で、確認してみますと、先ほど言った世話役の関 係でいいますと、7月23日にからしか入っていない。このような形で1日3人という形になっていないわけなんですが、その辺はご承知しているんでしょうか。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 そういった詳細なところまでは把握しておりません。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 先ほど、この3人、7月分で上がってきたと、計で72ですが、先ほど協議会の実績報告でこのとおりだということになると、100条委員会のほうで求めた資料との食い違いが出てくると。つまり、7月の分でいうと、23日以降しか入っていないというものの関係で、実際に請求として、こういうふうな72というのは違いが生じるのではないかと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 まず、先ほど説明しましたが、協議会にお願いしている中で、中心となっている企業が先ほど申し上げた東華建設と東北重機さんと申し上げました。この7月分というか、浦戸諸島の災害廃棄物は桂島、石浜、寒風沢、朴島、野々島というふうにそれぞれ仮置場が出ておりますので、それぞれの中で、そういった現場管理のものが各会員企業から出ているというふうに認識しておるところでございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 しかし、100条委員会、当委員会が求めてきた資料の中では、先ほど言った、7月

23日以降の分しか出ていない。つまりは7日分しか出ていないということで、実際のところは21日分は仕事がされていないというふうに私たちはその資料を見ても、検収なり、検算をしたのですが、そうすると、当局としては別冊6で示されたものが唯一、請求の裏付けとなるということでのいわば報告書ですよということで捉えてよろしいんですか。

- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 日報等も確認しておりますが、日報の積み上げでこの別表が出ておりますので、そういうことでございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると、日報は、私どももそれぞれ100条委員会としての資料として提出を求めたものの、日報については、たしか出されなかったわけですが、市としては、市に例えば7月分でしたら、7月分のさっき言った、資料で7月分のこの日報というのは全部照らし合わせた上で、結果として72という数字になっているんでしょうか。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 日報につきましては、確認していると申し上げました。これにつきましても、協議会からの報告ということでございますので、それぞれ各構成会員からの日報ということではたしかにありませんけれども、そういった中で作業状況を見ながら確認しているということでございます。
- ○志賀委員長 日報を確認していたということは、日報を確認したか、しないかだけ答えてください。はっきりと。

菊池環境課長。

- ○菊池産業環境部環境課長 日報もいただいておりますので、確認させていただいております。
- ○志賀委員長 日報出ていないでしょう、今まで。おかしいんじゃない。 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 協議会からの日報というのは出ております。ページで言いますと… …。
- ○志賀委員長 質問者が言っているのは、下請けさんからの日報を確認したのかという話ですよ。
- ○菊池産業環境部環境課長 それはございません。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。つまり、協議会で出された日報に基づいて確認はしているものの、

それぞれの下請けの企業、今、具体的な話で申せば東北重機の関係で100条委員会に資料請求 をし、そしてその中での関係で、細かな下請け企業までの日報については確認をしていない ということですね。

- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 職員の証人喚問でも、鈴木孝至のほうからもお話ありましたとおり、 それぞれ個別の日報につきましては、協議会の中で出されたものを、それぞれ各会員企業の 出された中で確認をしておりまして、最終的に協議会からの日報をいただいていたというこ とになっております。以上です。
- ○志賀委員長 意味がちょっとわからない。あやふやな答弁しないでですね、ちゃんと答えてください。下請けさんの日報と、この協議会から出したものの資料をチェックしたんですかということを確認しているわけですから、それをしたか、していないか、答えてください。 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 各構成会員の日報につきましては、協議会の事務局とやりとりの中で、それは確認はしております。
- ○志賀委員長 そういうことを聞いているんじゃないですよ。下請けさんの協議会に出した日報 と、連絡協議会がつくった日報との突き合わせをしたんですかということを質問しているわけですから、していないという、前は言っているわけですから、それはしていませんという 答えでいいんじゃないですか。意味、わかりませんか。
- ○菊池産業環境部環境課長 ただしていないというふうには申し上げていないということで、認識しております。
- ○志賀委員長ないものが、どうやってチェックしたのか答えてください。
- ○菊池産業環境部環境課長 先ほどもお話ししたとおり、証人のほうでもお話しがありましたけれども、個別の日報を、野帳とかいろいろ話ありましたけれども、それは見せられて、そして最終的に確認して、協議会から1日の日報、月報として出してくださいということで作業のほうを進めているということでございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 私が聞いているのは、個別具体的事例でして、つまり、東北重機さんのほうで、日報は日々市としてチェックしたのかどうかという、そのことだけ聞いているんです。協議会は関係ありませんから。そのことはどうだったのかということです。

- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 我々は協議会のほうの事務局とそういった確認をしているということでございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると、食い違いが、100条委員会のほうで出されたものと、実際に出てきた書類、日報との関係で、比較すると協議会の示した資料というのは、ある意味、数字が合わない。100条委員会の資料として提出を求めてきた中で大幅な違いがありますよね。これはそうすると、私の受けとめ方ですよ。つまり、どちらかが数字を増やしているとしか受けとれない。つまり、協議会の数字が実際上の、例えば7月分に当てはめると、増えていると、こういうふうにしか受けとれないんですね。今の回答で、事務局ということですが、そうすると、事務局で実際に、例えば54ページのところで事務局として携わった協議会の人物はどなたですか。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 千葉鳶さんが中心となって、こちらのほうの協議をさせていただい ております。
- ○志賀委員長 そうすると、事務局で実際やっている千葉鳶、千葉勇夫氏がやって報告をしたということですね。そうすると、繰り返しますが、つまりは東北重機の下請けの日報についてはチェックしていないというのは、市のほうでやっていないというのははっきりしました。ただし、協議会の事務局、事務局の千葉勇夫氏の出されたものと、これで日報上の関係、月報としての積み上げ、実績報告として、市としてはやってきたということで、こういう表が協議会のほうに出されたということなんでしょうか。
- ○志賀委員長 もう一回、ちょっと質問の趣旨がわからなかったようですから。伊勢委員。
- ○伊勢委員 確認までです。つまり、協議会として千葉勇夫氏が取りまとめたということで、先 ほど答弁がございました。そうすると、協議会のほうでまとめたものをそのまま、市として は、いわば日報を市協議会でまとめたのだから、市のほうではそれを実績として受け入れた と、こういうことで考えて、捉えてよろしいんですか。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 この日報実績報告表のとおり確認をして支払いをしたということに なります。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 ところが、先ほど、私のほうからも100条委員会で調べた中で、実際のところは7月23日以降の作業ということになると、つまり、一番大事なところは、協議会自身の、それはそういう協議会の日報が上がったから、月報が上がったからということでの関係で支払ったということですが、実際に100条委員会で出された資料の精査をしていくと、わずか7日分しか仕事していないと。そうすると、市のほうのいわばチェック体制はなかったということでいいんですね、下請け関係は。
- ○志賀委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 先ほど来、担当課長が説明しているとおり、担当者レベルではそれぞれ事務局のほうから出されました野帳等で確認をして、それに基づいて日報をいただいて、それで今回の実績報告書ということで、7月分ということで、それに埋めながら、それでお支払いをしているというようなことでございます。
- ○志賀委員長 今までそういう発言なかったですよ。野帳を確認しているというのは。今まで、 過去の委員会でそういう発言はなかったですよ。一切提示されていないという話ですからね。 その場、その場で嘘を言わないでください。

小山産業環境部長。

- ○小山産業環境部長 済みません。提出ということではなくて、その場、その場で確認、目視で確認させていただいたということを申し上げております。それは過去にも言っているかと思います。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 野帳の確認というのは、たしか100条委員会で証人としてお呼びした東華建設さんが野帳を出して、それで取りまとめをして、電話で報告したりして、パソコンに入力したよと。つまり、協議会の。こういう関係になっているんですが、今の発言ですと、野帳は塩竈市がいわば見たということは、それはどういうことなんですか。下請けのほうはチェックしていないと言ったじゃないですか。
- ○志賀委員長 今まで見ていないと言っているんですよ。我々の中で。提示されていませんという話をしているんですよ。それがなぜ見たことの話になってくるわけですか。そこのところを説明してください。小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 済みません。私、この証人喚問で鈴木孝至が申したことで、ちょっと韻を

踏んで申した内容でございます。鈴木孝至証人がこの場で日報については協議会から提出していただいたと。その提出していただく折に、協議会の事務局である千葉さんと、その内容を確認すると。そういった折に、そういったものも見せていただいたことがあるということを申していたので、そういったことをお話ししたということでございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 私ども、野帳なんかを使って、つまり、日々の出来高というか、日報の裏付けにしたというのは、100条委員会で初めて知っただけの話なんですよ。今まで当局の答弁の中で、そういうことは一切報告されていなかった。あくまでも事務局で、協議会の事務局で日報をまとめ、先ほど、答弁ありましたけれども、それを日々積み重ねて月報ですよということになると、市のほうの、いわば野帳というのは下請け企業のところ、下請けの企業が使うものですよね、違いますか。そうすると、今言ったことは、そういうこともおわかりになって発言したのかどうか、私はわかりませんけれども、つまり、100条委員会での証人喚問の中身で東華建設の方々とか、そういう証言しているんですよ。発言しているんですよ。なぜ、市が野帳等々について、この特別委員会のきょうの委員会の中でお述べになっているんですか。
- ○志賀委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 ちょっと言葉遣いというか、ちょっと繰り返しになりますけれども、100 条委員会の証人喚問の折に、証人として呼ばれた職員が言っていたということを捉えて、当 時、私もそういったことがあったということでお話しをさせていただいた内容でございます。
- ○志賀委員長 最初から、我々聞いたときから、見ていないと言っているんですよ、職員は。現場に行って聞いているときから。100条委員会に限らずですよ。それが何で見たことになってくるんですか、ということが疑問なんです、我々としての。今までずっとそれで問題になってきているわけでしょう。市が、当局が、何でそのチェックをしていないんだと。チェックしていないからこういうことが起きたんじゃないかと言っているのに、何で、きょうになったら見ましたという話になるんですかということなんです。嘘は言わないでください、嘘を。小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 済みません。ちょっと私も記憶の中でちょっとあやふやな部分でお答えしてしまった部分もあるかもしれませんけれども、鈴木孝至が答えたことをちょっと置きかえて申したつもりですが、私が聞いた記憶違いがもしかすると一部あるかもしれませんので、そこはちょっと改めて確認させていただいて、必要に応じて、ちょっと誤ったことを申した

ようであれば、撤回させていただきたいと思います。

- ○志賀委員長 その場でいいかげんなこと言わないでくださいよ。伊勢委員。
- ○伊勢委員 少なくとも、鈴木孝至証人の関係では、私は聞いた記憶、一切ないんですね。野帳という関係は。初めて聞いたのは業者さんの関係で、初めて聞いたと私は認識しています。野帳の関係。ですから、今の回答ですと、食い違いが出ている、明らかに。そういう問題として、考えていかざるを得ない、こういうふうになるわけですよね。そこはひとつ、是正という問題ではないです。だって、ここは本会議場で、少なくとも100条ではありませんけれども、特別委員会の正式な議場でお述べになっていることは、撤回ということはないし、それは違うというのも、また違うと思うんですね。やはり我々は真剣勝負でどうなんだということを聞いているわけで、その辺はひとつ食い違いが明らかになったということだけ触れさせていただきたいと思います。

私のほうからは以上で終わります。

○志賀委員長 部長、今まで我々はなぜチェックしなかったんですかということに対して、当局 は常に信頼関係に基づいてチェックしなかったと答えているんですからね。そこのところを ちゃんと踏まえて話してくださいよ。

ほかにご質問ございませんか。

菊地委員。

○菊地委員 今回の特別委員会で当局から来ていただくために、小委員会で皆さんが質問したいからやりましょうというふうなことで決まったので、私の後に皆さん質問してくると思います。

当局にお伺いしたいのは、一連の特別委員会なり、100条委員会でいろいろな問題点が上がってきています。正直なところ、そして金額が合わないこととか、数字が全然違っているというふうなことを今まで指摘してきたんですが、100条委員会に出席していないからわからないというかもわからないんですが、でも、かなり前回の志賀委員長の11項目についての報告があった内容から言うと、まず、私たちは税金が正しく使われて、住民の復旧・復興がなし遂げられればいいんだと。そういうふうな考えのもと質問させてもらっています。そんな中で、大変残念なのは、例えば今の野帳の問題は別としましても、寄せ集め関係、それが瓦れき処理と寄せ集めの区分が全然、いまだに私たちは幾ら聞いても、話し合っても、全然理解

できないんですよね。なぜ寄せ集めしたのか。きょうも証人に来てもらって、そうしたら、新たな事実が、クリーン対策係というふうな、環境課にあると。そこで全部精算して、それを検収をして、それをきょうの鈴木 修さんに請求をまとめて上げて、そして鈴木さんが会計課にと。今まで、当局の説明は、支払いが滞ったのは会計課にたまっていたんだと。しかしながら、会計課の星さんに来ていただいたら、うちのほうで不備な点はすぐ戻しましたよと。きょうの証人も、クリーン対策係で3名の方が出されてきたものをチェックしてやったら滞ったものはない。しかしながら、今まで当局の寄せ集めに関しては、書類が整わなくて支払いが滞ったのでおくれたんだよと。全然、話が合わないんですよ。我々はどなたの発言を信じて、そしてちゃんと大切な税金が間違いなく使われたんだなというふうに思いたいんですけれども、なにか当局の説明と証人に来た方の説明が食い違っているんですよね。その辺の考え方、そして、連絡協議会の瓦れき解体した関係も、本人たちは、そういう寄せ集めしたのは存じませんというふうなことを申していましたので、どのように我々は、何を信じて議論をすればいいのか、基本的な考え方、示してください。

- ○志賀委員長 誰に……。
- ○菊地委員 誰でもいいです。もしあれだったら、副市長さんが事務の責任者であるのだったら 副市長さんで結構です。
- ○志賀委員長 では、内形副市長。
- ○内形副市長 まず、支払いが滞ったというお話いただきました。たしか、23年の夏、あのあたりは確かに仕事はしていただきましたが、支払いはできかねました。それは事務も滞って、そしてそういう書類も滞ったと。そして、支払い条件が整わないと、会計まで通すための書類が整っていなかったと。私も業界の方々の声を直接聞きました。お盆も近いと。ぜひ、そういった部分では早目に支払ってほしいということで、それで事業課のほうには、私も確かに早く支払うようにということでお話し申し上げました。今、菊地委員が申された部分でございますが、確かに会計は必要な書類が全て完璧に整えばすんなりとそれは通します。今までの委員会のやりとりで、寄せ集めしたという部分のやりとり、私も実際、この寄せ集めしたというのは、特別委員会の中で知ったわけですが、その経過については、担当のほうから特別委員会でご説明申し上げましたとおり、必要な書類が整わないためにお金が支払えていと。一方では、浦戸については23年度限りの事業ということでありますので、出納閉鎖までには出さなければいけない部分もありますので、その中で、すんなり出すためにはひとつの

となっている全てのものを、絡みとして5つなり、6つをぶら下げたというのは、この特別 委員会でお話しさせていただいた、ご答弁した内容であります。そういう状況であります。 会計課がとめたというのではなくて、出せないので、担当課のほうでとまったと。会計課に 上げられるものについては、全て必要書類が整っていますので、会計課ではとめることなく 支出をさせていただいたと、こういう状況であります。以上であります。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 それはそのとおりで、その整わなかった案件、物件というものもあったんですよね。 それをなぜぶら下げたのかということなんですよ。そうしたら、証人喚問したら、環境課で 話し合いをしたと、それに荒川部長さんだの、村上課長さんだの立ち会ったのかと、いや、 誰が最終的に決めたんですかといったら、いや、みんなで話し合いましたと。みんなで話し 合ったのが、会計課を通るんですかと。その手続がわからないんですよ、行政の。皆さんが 自信と確信を持って、この仕事をしましたよと判こを押すやつの、それがわからないんです よ。誰が決めたかわからなくて、整わない書類があったのかどうか、支払いのほうがまとま って支払われる。それも出納閉鎖近くになってなると。誰が、そうしたら、証人は会計課も、 きょうの鈴木さんも、そんなことはありませんよと。そうすると、きょう新たに出てきたの は、さっきのクリーン対策係が決めたと。そうしたら、部長の判こを押して、課長の判こを 押したというのは、何なんですかと。部長も、課長も、それは存じませんというのだもの。 存じないことが支払われるということは大変なことじゃないのと。前回もお話ししたと思う んですが。そういう行政というのは、そういうふうなものが常々の行政とは、私たちは思っ ていないですよ。だから、なぜ、そういうふうになって数字が違ったり、金額が違ったりす るのかなと。そのことだけなんですよ、知りたいのは。そして、市民から、我々は負託され て、ちゃんと調査しなさいよ、報告しなさいと。いかに報告しようかなと思ってもなかなか できないから、困っているんですよ。いや、これはこうで、こういうふうなことですからと 説明がつくのだったら、我々はこの特別委員会なり、100条委員会は終了していいかなと思っ ているんですが、市民に対して、市民から言われたことに対して、我々が議員としての責任 を果たすのであれば、ちゃんとした説明をしたいなと思うから聞いているんですよ。それが なかなか回答が来ていない。先ほどの伊勢委員とのやりとりでも、野帳なんか、最初は全然 そんな話出ていないんですよ。検収したんですかと言ったら、してました。協議会から出さ れたものを。我々何回も言っているように、協議会が出してくるもととなる業者もちゃんと

検収したんですか、と何回も聞いていたんです。それが全然、しましただの、見てませんだの、何だのとなってくると、何を信じて、我々がはいとやるのかと。その行政の進め方、行政の仕事の仕方というものを、わかりやすく、いや、こういうものですよと言われれば、市民の方に説明したいと思うので。いや、そういうことは今までなかったんですというのだったら、それで、市民の方に説明できると思うんですが、何か、何十回も開いたこの委員会でも、竹を割ったようにぱっとしたような回答というのは来ていないんですよね。ですから、その辺で、これはこうですというような説明をしてもらうと私は助かるんですが、その行政の事業のあり方、進め方について、もう一度お願いします。

- ○志賀委員長 内形副市長。
- ○内形副市長 重ねての答弁になるかもしれません。まず、ご承知いただきたいのは、本土での家屋解体につきましては、寄せ集めというか、そういうことなく1件1件、すべて書類が整って、そして会計課で支出をしていただいたと。ところが、先ほど申し上げましたように、浦戸については、被害甚大でなかなか書類、登記書、あるいは必要な書類が整わないものがあって、そのあれが浮いてしまいます。浮いてしまうということで出せない。従いまして、じゃあ、出せる方法がないかということで、先ほど申し上げましたように、一つ完璧にそろっているものを鑑といたまして、あとの例えは4つなり、4つをぶら下げて総トータルで出させていただいたということです。それで何度もこの委員会としてご説明、答弁申し上げていますが、そのふぞろいの、いわゆる不完璧な1件、1件のものについては、もともと改めて、書類が整い次第、差し替えするなり、整えて、一つの完璧なものの書類、一連の書類にして出していただいていると、そういう状態で、特に申し上げたように、浦戸だけがそういう状況だったものですので、ぶら下げていたいと。なお、集合させるものについては、担当のほうで、ご答弁申し上げていますが、県なり、国のほうにもそういった部分のお話しを申し上げて、後日、改めて書類を整わせていただくというようなことであります。

また、数字が違っている部分については、証人喚問でも担当者が出て、証言しておりますが、これについては、本当に錯誤だったということで答弁しています。我々としても、あってはなりません、そういったことについては。でも、改めて、たしか2月26日の委員会で指摘されたものについては、たしか4月15日で改めて、本来であればこういうような数字でしたということで、調査特別委員会のほうにはご報告させていただいておるところであります。以上であります。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 私は合点がいかないと思います。というのは、寄せ集め関係のと話されますけれども、00019浦のね、00019に関していえば、それは日程でいうと、早い時期にもう決まっていたんですよ。800何十万というもの。そういう事実があるんですよ。ですから、そのほかにもいろいろな番号あるけれども、それは副市長さん言われるとおり、ぶら下げたものあるかもわからないんですけれども、当初からそういうふうに組まれているんですよ。

だったら、そのぶら下げたのは、一番最初が何月からのものをぶら下げたんですか。そして、 一番最後にぶら下げたのは何月のどの物件ですか、お答えください。

- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 まとめ会計について、まだいろいろ経緯がはっきりしていないのではないかというご質問でございました。いま一度だけ、ちょっと説明が十分かどうかわかりませんが、お話しをちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

浦戸というか、危険建物解体が始まったのは平成23年の5月6日でございます。そのまとめられた72件についても、これは当然、これまで資料にもお出ししていますとおり、それぞれ解体の依頼書が島民のほうから出てまいりました。それぞれの依頼書に基づいて、これらの調査、そして解体の指示をお願いしたということは、これまでご説明したとおりでございます。申請に必要な書類が整っていないけれども、浦戸の状況を考慮して……

- ○志賀委員長 いつから出たのかと聞いているのに答えてください。そのことだけ答えてください。
- ○菊池産業環境部環境課長 わかりました。

まとめるに当たりまして、正しく書類が整っていたものについて、それにまとめたものをそれに書類として、面積をそこに合算してやりましたので、そのまとめられたものの親となっているものの月日がそこに最初に記載されているということでご理解いただければと思います。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 最初に、00019で言うと、起案されたのが6月7日になっているんだよね。業務指示が9月13日、この起案の時期でぶら下がりどうのこうのというものが出てきたわけですね。 そのときに、これ1件を見ると、そういうふうになってくるよ。どう説明されるのかしら。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。

- ○菊池産業環境部環境課長 先ほど説明が途中になりましたけれども、書類が整わないということで、最終的に協議会のほうにそれぞれ個別の72件の業務報告書と実績数量が上がってきましたけれども、それを支払いに回すために面積を合算したもので再度出し直してほしいということでお願いしたので、こういう経緯になったということでございます。
- ○志賀委員長 問いかけは、0019が6月、7月にそういう処理をしていて、支払いが行われているのに、何で、それが本当に可能だったのに、何でほかのものは可能でなくて、後まで延びたんですかという問いかけですよ。その理由を示してくださいということなんです。その理由を示してください。一回できているのに、何で、それを後はできないから先延ばししたのかということの理由を示してください。菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 もともと、浦の19も、浦の19だけの面積での解体申請で依頼が上がってきたものということでご理解いただきたい。そのころから全部合算しているというようなことではないということでございます。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 議長の応接室に書類があるから、ちゃんと見てきてください。この時点で、単独の 00019で860万も計算されているんだよ。これでこのときからもう合算されていると。それが 後、今、課長さん、つくり直して、もう一度やってくださいというけれども、そういう話も 今初めて聞きました。我々は、最初、当初から、寄せ集めに関して平米数が浦戸にこのくらいしかない家なのに何で800万も、900万も、780万もする解体費用がかかるのかなと、そういう疑義があったんですよ。そうしたら、寄せ集めをしたと。書類が整わないからというけれども、また片一方では、ちゃんと1件1件ファイルつくっていましたよと。なぜファイルをつくっていたのに、寄せ集めしなくてはだめだったのかね。私は全然理解してくださいと言われても、理解できないんですよ。皆さんはどうかわからないけれども、何度も言うけれども、じゃあ、企業も違う、島も違う、なぜそういった寄せ集めのやり方をしたんですかというと、それは協議会さんがしたんですか。協議会が勝手に寄せ集めをしたということの理解でいいんですか。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 これもちょっと前に答弁したかと思いますが、こちらから協議会に 依頼するときに、これこれ、これこれの番号をまとめてほしいということで市の方から依頼 させていただいているということでございます。島とか、違うということにつきましては、

その当時、出納閉鎖で時間もないという中で、そこまでちょっと考えが至らずに、それぞれ 分担してやっておりましたので、グループに分けてやったというのが実態でございます。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 出納閉鎖間近なので……。じゃあ、ここと、ここと、ここと、ここをまとめなさいと言って指示を出したのはどなたなんですか。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 環境課の担当者ということになります。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 その環境課の担当者というのは、クリーン対策係でやったということですか。
- ○志賀委員長 菊池課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 証人喚問にもありましたけれども、鈴木孝至さん中心に、それぞれ クリーン対策のほうの係の中でやったということでございます。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 まず、話は出納閉鎖のほうに行くんですけれども、出納閉鎖が近づいたからやった のではなく、最初のこの00019だとは、さっき言ったとおり、起案が6月7日ですよ。そのと きから寄せ集めというのは指示されているんですよ。それが出納閉鎖近いから、クリーン対 策係の鈴木君たちがやったんでしょうと言うけれども、9月、10月あたりにちゃんと寄せ集 めしていたんだよ。だから、答弁が違うから、私たちはどうなんですかと。ですから、志賀 委員長さんがこの間、11項目についての改善点、問題点の調査報告がされました。その中に は……
- ○志賀委員長 それは違いますよ。11項目は、それは違う。最後、報告書の中身。
- ○菊地委員長 小委員会でそういったことも話されました。
- ○志賀委員長 そうだね。済みません。
- ○菊地委員長 その中で、出たのは、やっぱり管理のあり方、先ほども申しましたとおり、数字が違う、そういうものの責任をどうするんですかという質問もあったと思うんですが、その辺について、じゃあ、数字の違うことの訂正とか、そういうもの、当局としてどのように今後してくるんですか。以前も聞いたと思うんですが。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 菊地委員おっしゃる、ちょっと数値の違いというのは、浦戸の瓦れ

き撤去業務に対するお尋ねではないかなというふうに思いますけれども、これにつきましては、4月24日の資料で、このような形で間違いがあったと、正しくするとこういうふうになりますというお話はさせていただきました。契約金額につきましては、あの金額で動かないということでの話はさせていただきましたけれども、なお、そういった国や県に対して実績報告書なりのそういった訂正とかもあるのかなということで、私はちょっと、先日、県の循環型社会推進課のほうにお訪ねして経緯を話してまいりましたけれども、なおいろいろ、あと市町村課とかとも話をして、その辺の取り扱いについて、協議することになっております。よろしくお願いします。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 いっぱいあって、正直なところ、私自身も混乱しています。100条委員会等でやっていくと、先ほど伊勢委員も質問されていますが、日にちがずれて、仕事していないのにも仕事したようなことになっておりますよね。そういった問題を、当局では把握しているんですか。検収して、ここが違っている、あそこが違っている。先ほど、菊池課長は瓦れき運搬収集の一次仮置場の訂正したというけれども、そのほかにも人数とか、機械とか、台船とか、そういうもの、数字、全部違うんですよ。そういうものをどうするんですかと。

例えばの話で申しわけないかもわからないけども、過剰に支払っていたとしたら、行政としてはどういうやり方をするのか。そこが一番、「いや、一切間違いがないんだ」というのだったらあれですけれども、そういった協議会がちょっと多目に請求していたとかと出てきたら、どうなさるのかなという思いであります。それを行政として最終的にどういう手続をとっていくのか。そこをお知らせください。

- ○志賀委員長 出納責任者は誰なの。副市長か、市長が答えるんじゃないのですか、この問題を どうするかというのは。内形副市長。
- ○内形副市長 今間違ったらどうするんだというような、そういう部分、ご質問いただきました。 たらればでご答弁しかねますけれども、我々は少なくとも、発注者側と受託、いわゆる委託 の部分ですね。それの我々の責任、あとは向こうの責任、あるいはやるべきこと、そういっ た部分をきちっと精査した上で、我々のやるべきところは、まずは受託者側から来た報告書 に対して我々は履行をしっかり確認されているかどうかというような部分が大事なところで ありますので、この辺は委員会のほうからも再度そういった部分での質問ありますので、 我々としてはまた精査させていただきたいと思っております。

その違いとか何とかについては、今答弁しかねますので、よろしくお願いします。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 その精査を早くしてほしいんですよ。だから、決着つかないんですよ。100条委員 会では、水増し請求らしきものが出てきていますし。100条委員会、それはあやふやな調査じ ゃないんですかというのであれば、反論してもらっていいんですが、皆さん、各委員会で100 条委員会でそうした証人喚問なんかをすると、食い違いがある。そういう食い違いが出てき ているのであるので、議会と行政は車の両輪のごとくですから、議会も一生懸命調べていま すよ。当局も調べてくださいよ。でないと、我々議会は片肺ですか。車の両輪になりません よ。そこが肝心なところではないかなと私は思うんですよ。我々、100条委員会、特別委員会 で調査して、何もなかったらこういう質問はしません。正直なところ。お金の合わないとこ ろ、疑問点なところ、内金の問題も前回田中徳寿さんされましたが、内金という項目はある んですか。ないと思いますよ。そういうところに5,000万払っているんですよ、7,000万から。 そのうちの2,000万がわからないんですよ。そういうことをどうするんですかと聞いているん ですよ。だから、先ほど、調査しますと、早急に調査して、報告してくださいよ。連絡協議 会から来たものはちゃんとやっていましたというのは、以前の委員会なんかでも聞いていま した。我々は、連絡協議会が発注した、その下請けをした業者のほうをちゃんと検収したん ですかと、何度も聞いていたと思うんですよ。それをやってくださいよ。議会が調べて、そ ういった合わないものが出てきていますよ。それをどう思うんですかと聞いているんですよ。 それだけなんですよ。そういったことで、どう考えるか、お答え願いたいと思います。よろ しくお願いします。
- ○志賀委員長 どなたに答えてもらいますか、当局。内形副市長。
- ○内形副市長 菊地委員のほうにお答え申し上げます。

何度も申し上げますけれども、発注者側と受注者側の責任のもとにおいて、しっかりと我々やらせていただきたいと思います。ただ、今、議論になっているのは、受託者側で下請けした部分についてのやりとりの部分で、我々の質問いただいておりますので、この辺になると、我々、今ここでお答えするような材料も持ちかねていますので、少なくとも、我々は何度も申し上げていますけれども、対等の中で、信頼関係の中できちっと受注者側と発注者側の責任でやっておりますので、今、くどいようですけれども、お話しになっているのは、受託者側での下請けの部分のやりとりを今お話しされていますので、我々としてもその部分は聞く

耳は持っておりますので、その辺のご指摘については、我々は先ほど申し上げましたように、 調査してまいりたいということでお答えしております。以上であります。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 下請けと発注者、対等な立場、それはわかりますよ。でも、何度も言うとおり、 我々は、協議会と業者の問題の内容だというけれども、それによって、協議会が行政にお金 を請求してもらっているんですよと。協議会に出されたのは、対等な立場で責任をお互いに 取り合うからというけれども、我々は、その前がどうなんだというのを何回も言っていたと 思うんですよ。そういう疑義が出てきているというのもご理解してもらっていると思うんだ けれども、だから、そういったものをどう行政で指導していくのか。資料要求したって、全 然出てこないんですよ。だから、残念ながら、議会として、告発というふうな、そして警察 に受理してもらったんですけれどもね。

あとやっぱり、ちゃんと行政がそういう疑わしきをある程度話を聞いて調べて、間違いないか確認してくださいよ。そういう確認をしてもらって、やっと、うちらほうが、行政が、当事者である連絡協議会さんに聞いたら、そういった間違いありませんと、議会のほうの思い違いでないですかと言ってくださいよ。調査もしないで、信頼関係ですどうのと言われても、我々は調査した、皆さん一生懸命、何十回、50何回も委員会を開いているんですよ。その中の結果なんですよ。ですから、くどいようですが、早急に協議会の話を聞いてください。そして、報告してください。それが行政の責任と私は思いますよ。信頼関係、市民との信頼関係を大事にしてほしいと私はお願いします。

- ○志賀委員長 内形副市長。
- ○内形副市長 菊地委員、我々、少なくともこの特別調査委員会、あるいは100条委員会、これらについての活動の成果、あるいは報告、それらについては我々は真摯に受けとめます。そういったような結果が、我々、しっかりとお示しなり、あるいは把握して、そしてその辺の事実関係とかを調査させていただきたいと思います。以上であります。
- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 私のほうからも何点かお聞きしたいと思っております。

実は、有価物について、さまざま証人の方にお呼びいたしましてお聞きしました。その中で、 わかりましたことは、まず1点は、越の浦の一次仮置場への搬入、そしてまた計算、また事 業数、調書、帳票類とかが、平成24年までの7月まで発行されていなかった。ただし、当局 のほうというか、管理者のほうでは、どの車がどのくらい持ってきたかということをきちんと把握しているということで、証言と一部食い違い。また、証言していただいた二つの業者の方は、いつからいつまで搬入したのかとお聞きしたら、それは記憶にないというお話がありました。24年の7月まで、そういった帳票類が発行していなくても、その後も、その2つの業者が搬入されているのかどうか。その辺からまずお聞きしたいと思っております。

- ○志賀委員長 資料ナンバーは。
- ○浅野委員 全体的に。
- ○志賀委員長 当局でわかりますか。菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 調査特別委員会のちょっと前段の資料であるかと思いますけれども、 済みません、ちょっと資料を開きますので、ちょっとお時間をいただければと思います。
- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 それは後、調べてください。

それから、連絡協議会のほうでは、有価物を越の浦のほうに搬入するように、そしてそれを 青南商事のほうにおろすようにということで、当局のほうと話が決まっていて、また業者さ んのほうに、それは通達していたというようなことでしたけれども、そういったことが、一 部の業者の方は、青南商事ではなくて、独自の取引先の業者さんのほうにおろしていたとい うことが証言でわかりましたけれども、そのことは当局のほうで容認して、また指導とかは されていたんでしょうか。

- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 青南さんというお話出ましたけれども、まず、越の浦の仮置場に協議会で解体したもの、スクラップについても、越の浦の仮置場にとにかく持ってきてくださいということが、これが基本的な方針でありました。一部、話にありましたけれども、越の浦が手狭なものですから、自分で処分できるものについては、自家処分ということで、協議会のほうに確認したところ、1社があったということですので、これは副市長のほうで、大分今までご説明申し上げておりましたけれども、そちらのほうの帳票を確認して、協議会のほうにその分のスクラップの売り払い料を納めてくれというお話をして、最終的には市のほうに納入されているということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。そのとき、証言でえた、業者さんがスチールというか、普

通の鉄として売るよりは、プレスCとして売ったほうが高く買ってもらえるというので、そのような名称で仕切り書をつくってもらったというようなお話しもございましたが、それはどのぐらいの金額で売られるのか、わかりませんけれども、そういった部分での、高く買い取ってもらった分、いわば市のほうに納入する金額以上に高く売ってもらったのであれば、そこの部分の余った部分というか、それは市のほうに入るんですか。それともその業者さんの企業努力ということになるんでしょうか。

- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 これまでもスクラップの売り払いについては8円という中で協議会 のほうにお願いして、それを塩竈の港のリサイクル工場のほうに売り払っているわけですけれども、今、浅野委員おっしゃった、プレスCが高いとか、ほかの鋼材に比べてというようなところについては、ちょっと私も専門的でないので、その辺のちょっとお答えはできかねるところでございます。よろしくお願いいたします。
- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 それはご本人が証言で、高く売れるからということであったので、そういったことを、証言をもとにして今課長にお聞きしたんですが、高く売れた部分も全て市のほうに納入になっているのか。それとも、その部分は納入になっていないのかという部分だけをお聞きしました。
- ○志賀委員長 8円で決めたというお話ししていましたよ。菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 高く売れたということであれば、そういうことだろうと思うんですけれども、いずれ、その単価の協定書に基づく8円という金額で協議会のほうに納めていただいて、最終的に市のほうに納入されているということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員では、その高く売れた部分、それは問題がなかったわけですね。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 協議会のほうでも8円という中でやりまして、それが塩竈のリサイクル工場のほうにそれぞれ持っていくわけですけれども、その金額については、ちょっと市のほうでもそこまで把握しておらないところでありますので、そういった高い部分ということにつきましては、今、そういうふうにおっしゃるのであれば、企業の努力といいますか、そういう形で手数料的な収入になるというのかなというふうにちょっと認識しておるところ

でございます。

- ○志賀委員長 いいですか。浅野委員。
- ○浅野委員 わかりました。では、問題ないということでしょうか、そういったことは。
- ○志賀委員長 これは内形副市長が行って決めたんだから、答えてください。内形副市長。
- ○内形副市長 委員は自社処分の件でお話し、ご質問されていると思います。我々、私が最終的に行ってその売られた額については、協議会に全額をお支払いくださいということで言って、そのような形にしていただきました。ですから、結果といたしましては、自社処分された企業努力で高く売られたということでしょうから、その仕切り書の額をもって、協議会にやっていますので、結果としては企業努力の中で、最終的には国のほうに返すお金というか、相殺するお金ですから、国のほうにプラスになったということだと、結果としてはなっております。

なお、これにつきましては、自社処分については、まずは、当初は協議会一括で、協議会が処分するということで委託しておりましたけれども、先ほど、担当課長からも説明ありましたとおり、どうしても杉の入現場が手狭ということで、自社処分された責任者の方が、当時の環境課の課長、あるいは課長相当職の職員に相談をいたして、それで、自社処分は了承を受けたというようなお話でした。私が行ったとき。これは言った、言わない、聞いた、聞かないの話になりますので、本来のあるべき姿に戻すべきということで、その処分された額全額協議会のほうにお支払いしていただきたいということでお願いしました。その部分は、特別委員会でも、ある委員から指摘されましたが、私は善良なる管理処分をしていただいたということでお答え申し上げております。したがって、本当に我々、そういったような瓦れき処理、あるいは有価物の処理について、自社処分された企業からは職務的な支援をいただいたのかなと思っているところであります。以上であります。

- ○志賀委員長 いいですか。(「はい」の声あり) 鎌田委員。
- ○鎌田委員 じゃあ、今、質問で、浅野委員が質問された中から、まず質問したいと思います。 先ほどの内容、進め方についてはわかったし、私は理解しているんですが、先ほど、浅野委 員がいろいろ言ったものですから、私言うつもりはなかったんですけれども、質問させてい ただきたいんですが、そうするとリサイクル会で処理した分についての販売といいますか、 有価物の売り込みについては、特別市は何も強制する報告義務も何も課していないわけです

よね。そこをちょっと確認したいんですね。ですから、先ほどのキロ8円でしたか、それ以 外のものは何もないということでよろしいんですよね。

- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 協定書において、越の浦中心ですけれども、スクラップについては 協議会のほうに8円で処分をお願いしたいという協定書になっておりますので、市のほうで 関知する部分はそこまでということになっております。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 そうすると、それが自社処理と同じ、対等のことかなというふうに私は思うんですが、そうすると全然問題ないというふうになりますね。

それから、次、話は違う話になりますが、寄せ集め、ちょっとその前にあれですね。証人喚問で、この間、嶺岸前議長も喚問をいたしました。その中で、嶺岸前議長が答えたのは、市民に迷惑がかかるという発言をされているんですね。だから答えられないんだと。肝心なことをいろいろ、これは言ってもらえないかということで話をしたら、記憶にないという話で、そういった曖昧な話で結局は証人喚問は終わったわけですけれども、その産業建設常任委員協議会の後の市の対応は、それでよかったのかなという。いわゆる実際の有価物の出る量と、それから実際の納めた量の差をチェックしたら、上がったので、それでという話をしたけれども、それはもともとの基準の量がよくわからない量であって、それがどうも納得できないんですね。私も納得できないし、ほとんどの人もそれは納得できない話だなというふうに思うんですが、その時点で、いわゆる協議会の中で話が出た時点で、本人から本当は、どういうことなのかを事情聴取をして、すぐ対応すべきだったと私は思うんですが、それは市の怠慢であったんじゃないのかなと私は考えたりもするんですが、その手法、とった方法としてよかったのか、悪かったのか、どういうふうに思われるのか、それをちょっとご回答を願いたいと思います。

- ○志賀委員長 誰に聞きますか。
- ○鎌田委員 じゃあ、市長か、副市長に。
- ○志賀委員長 内形副市長。
- ○内形副市長 何度も答弁してまいりました。たしか、24年の11月30日も産業建設常任委員協議 会のほうで、委員から発言あったということで、全てが越の浦のほうに仮置場のほうに搬入 されていないものもあるんじゃないかというようなご質問がございました。それで、我々と

いたしましては、鎌田委員は、直接発言された議員のところに行って、どうなんですか、誰なんですかと聞かれたらどうですかと言うんですが、我々としては、そういうあれではなくて、我々としては、しっかりと発生するだろう、あるいは推測される貴金属、有価物、これをしっかりと推測、推計をした上で、実際に解体した個々の企業がどのような搬入の仕方をしているのか、それを確認するのが一番だと。これは間違いない方法だと思って、それをやらせていただきました。それは25年の1月の産業建設常任委員協議会でその調査結果につきましてはご報告させていただいたとおりでありますし、その資料等につきましても、あわせて各委員のほうには提出させていただいているところでございます。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、私が言うのはですね、そういう発言があったら、その真意をきちんと確かめるべきではなかったのかと。私は市としての対応が、何ぼ協議会といえども、重大な発言ですから、それを一方的に聞いておいて、後、どういう方向か知らないけれども、それをいろいろ計算して調べて、差があったから、こうだったという報告で済むのかという。その対応が、市の対応が、それでよかったのかと。誰が考えても本人に聞けばいい話でしょう、まずは。誰が、何なのか。現実にそれがどうだったのか確かめれば、早い話、何で、計算して、今までの実績とどうのこうのとか、本当にその実績というものを把握していたのかなという思いがあるんですよ。実際は市のほうでは何も、それは実績も何もつかんでいない。ただつかんでいるのは千葉鳶さんやら何やらはつかんでいるのかもしれないけれども。

何度も言いますけれども、そういう対応でよかったのですか。私はそうではなくて、直接聞くべきだと。重大な発言ですから。協議会だから、何を言ってもいい、うそなのか、本当なのか、よくわからないけれども、どうでもいい話をしていいという、そういう会なんですか、その2つ、答えてください。市の対応がよかったのか悪かったのか。それから、協議会はこんないいかげんな何を発言してもいいのか。責任も何も問われない、うそっぱちでも何でもわからないよ。そういう発言をしていい場所なのかどうかをちょっと言っていただきたい。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 少なくとも我々はこの協議会、あるいは委員会、あるいは議会の会議等については、我々は真摯に対応してきております。今おっしゃっている件につきましても、11月30日にこういったものがあったと、我々、私は報告を受けました。それで、委員長の、当時の委員長の指示もありました。市として、調査をして、そして次の協議会に報告すべしというよ

うな、そういったお話しをいただきました。したがいまして、我々は1件1件、本当に推測されるものをきちっと推測をして、1件1件、解体した企業の有価物の搬入録を調べて、そしてそういうような発言に合致するようなところはないと。我々はですから、議会の意向を踏まえてしっかりやって、そしてしっかりと報告させていただきましたので、我々は間違っていないと思っております。以上であります。

- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 いや、私は対応がよかったのか、悪かったのかを聞いているんですよ。それからも う一つは、協議会の中で、そのころ議長であろうが、何だろうが、どういう発言をしても構 わないのかという、その2点について端的にお答え願いたいと思います。
- ○志賀委員長 内形副市長。
- ○内形副市長 2点、1点、後段の部分ですが、何を発言してもいいかと、それは議会内の取り 決めだと思いますので、この辺は議会の中でしっかりと議論していただいて、方向性を逆に 我々にお示しいただきたいと思います。

また、そのやったことにつきましては、我々は何度もしっかりと調査した上で結果を出していますので、そしてしっかりと資料化して、議員各位にお示しして、協議会でも報告しています。ならば、市として不備である、不足するよというならば、その時点で、我々ご指摘いただければ、なお直すべきところは直してまいりたいと思っております。以上であります。

- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 調査という言葉が何回も出ましたが、発言についての聴取はされているんですか、されていないんですか。私はそれが第一だと思うんですよ。ちょっとここで聞いている人はどういうふうに思われるのかわかからないけれども、そういう発言があって、その人に何も、それは質していない、聞いていない。それで調査といえるのかという、そういう思いがありますけれども、本人に聞いているんですか、調査しているんですか。ちゃんと事情聴取しているんですか。
- ○志賀委員長 内形副市長。
- ○内形副市長 言葉尻をつかまえるわけではありませんが、事情聴取する何ものもないと思っております。我々は、議員、あるいは委員の発言に基づいて、我々としてやれる努力をしっかりとやっていくと。あるいはやっておりますということを今ここでご答弁させていただいております。以上であります。

- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 そういう回答なのかなと、それが役所的な回答なのかなと思うんですが、一般的には、調査をするといったら、そういうことじゃないのかなと私は思うんですよ。本人から聞くのがまず第一だと私は思うんですけれども、それはされなかった。私はちょっと不満がありますがね。その時点で、聴取をして、ちゃんと名前も挙げてもらって対応したら、みんなだという回答をしているので、1社という話はしていないんですから、それが本当の話なら、みんなというもので、ほかの業者も一回でそういう対処ができたはずなんですよ。それをやれなかった、やらなかった、市は、私は怠慢だと思うんですよ。それをちょっと指摘しておきたいんですね。

それからもう1点、寄せ集めについては、今いろいろありましたが、総合的に証人喚問もして、いろいろ考えてみると、会計課ではたまっていなかった。きょう、会計に出す担当の人も、不備なものはすぐ戻して、持ってきて電話でやりとりなんかして、みんな流していると。滞ってなんかいないよと。

片や、一番最初の鈴木さんというのですか、クリーン何とか係なんでしょう、対策なんでしょう、そこでは、会計のほうにたまってというようなことを言っていたけれども、会計には たまっていないということですね。

だから、そうなると、先ほども何度も回答されていますけれども、整わない書類というのは、何ら意味のない話で、おかしいなと。不備なものはすぐ戻しているんですから。そういう発言があること自体がおかしい話で、総合的に考えると、いわゆる寄せ集めについては、やっぱり、寄せ集められた物件が、ほとんどがやっぱり瓦れきの処理なんですよ、写真がね。写真まで見ないということはないわけですから、きょうの証人については、お金だけの書類の関係の点検的な仕事なので、写真の中身までは見ていないにしろ、でも、クリーン対策室でしたか、何でしたか、そこでは必ず見ているはずですよ。どういう作業を依頼して、どういう作業の写真なのが、作業と合致するのか、写真は。そういうことを考えると、これは大きな問題であって、これはつくられたものなのかもしれないね。仕事というか、架空の仕事というか。本来、瓦れき処理だったものを、じゃあ、こっちに転換しようかと。金額もこっち、ちょうどこれで合わせようかとか、そういうことになされたこともやっぱり創造するにたやすいような内容ですよ。こういう問題がありました。

それから、もう一つ、資料8で、人夫の数やら何やら、人員の配置を上げてもらいました。

この中で、証人喚問で晃信建設さんをやりました。23年7月から24年2月まで、この7カ月 間仕事をしていることになっているんですけれども、1億6,000万円の金が全然支払われてい ない形になると。これでどうしてやっていたのと言ったら、やっていましたという話ですけ れども、そういう余裕ある会社だったのかなというふうに思うわけですけれども、そういう 回答がありましたが、でも、ここに資料8によると、人員が全然配置されていないと。これ は明らかに架空的請求だというふうに思うわけですね。先ほどの寄せ集めの件、それから、 こういった架空請求、こんなものが出た場合、これが正式に認められた場合、認められると いうことはないけれども、100条委員会で告発した件が受理されて、着々と進んでいるものと 思うわけです。その中で、こういったことがちゃんと摘発というのですか、何というのです か、事件として挙げられて、お縄になるとかということになった場合、これは市はどういっ た責任を感じているのか。この間の特別委員会では、この協議会にこの一切を任せたのは私 ですと。私の責任ですという話をされているわけですけれども、これをどういうふうに捉え ているのか。これが実際にこれが私が考えているように、寄せ集めについては架空的な瓦れ き処理を格上げしてお金をもらおうという、それに市も関与していたんじゃないかという、 そういう疑いが出てくるわけですね。それから、架空請求についても、この1社ではありま せんよね、これは。ほかの会社もそうです。こういったことがどんどん露呈してきた場合、 実際、そして逮捕者も出た場合、これは市としてどういうふうに考えるのか、その辺、責任 の所在やら何やらを回答願いたい。

- ○志賀委員長 どなたに、市長ですか。佐藤市長。
- ○佐藤市長 今、3点ぐらいお話をいただきました。

初めに、有価物の話については先ほど来ご説明いたしているとおりであります。鎌田委員からの、なぜ搬入するときトラックスケールではからなかったのかというようなことについては、再三、ご質問いただいていました。今、繰り返しご説明させていただいておりますのは、最終的に有価物を青南商事に搬入する際に、改めてトラックスケールで重量を正確に把握をさせていただき、その重量をもって、その金額、その重量に掛ける8円ということで、塩竈市のほうに返還をいただきたいということでやってまいりました。このことについても、我々は全ての方々が、全てのこの仕事にかかわった方々が有価物については仮置場に搬入されているだろうということで当然対応させていただいてきたということであります。

それから、2点目であります。先ほど来、いろいろご質問いただいております。全てを論理

的に説明できないということについては、大変、我々も忸怩たる思いでありますが、例えば、まとめることが結果として、どういった結果につながっていくかということでありますが、私どもとしては、再三、今担当からご説明をさせていただておりますとおり、瓦れきの処分時期というものが、さまざまに動いたということはご記憶いただいているかと思います。初めは、23年10月まで決めろ。あるいは12月まで延ばせるだろう、次の年までいいですというような形で、混乱の中で、さまざまな情報があったことは事実であります。そういった中で、大きな被害を受けられました浦戸の島民の方々、やはり不安をお持ちになられまして、いろいろ担当のほうにご相談いただいたものと思っております。そういった不安をできるだけ早く解消できればということで、このような取り組みをされたのかなというふうに改めて推察をいたすところであります。

最後の部分であります。もしというご発言でありましたが、再三申し上げておりますとおり、 私どもはこの2年数カ月の間に、議会のほうから要請のあった資料についてはお手元に積ん でありますとおり、全ての資料を議会のほうに提出をさせていただいております。ただ、先 ほど、ご質疑のありました100条委員会での資料の中身等については、我々も了知していない 部分があることも事実でありますので、先ほど、内形副市長からご答弁申し上げましたとお り、そういった資料も早速入手をさせていただきながら、しっかりとチェックを行ってまい りたいと思っております。

もしということについては、今の段階ではお答えすべきではないと思っていますので、よろ しくお願いいたします。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今申し上げたものについては、書類が全部、あそこに、議会の応接室に積んであるわけですから、いつでも見れる状態にあるわけですから、ぜひ皆さんで閲覧されて、計算してみれば、おかしいなとか、時系列でみればおかしいなというところも出てくるので、これはあれですよね。当局は見れないんですか、これは。そうですね、100条委員会で調査をして、いろいろ一覧表をつくったりとすると、そういったところが見られるというところがありますので、きょうのお話としては、先ほど言った、市の当局が、最初の初期段階で調査をすれば、実はその1社だけじゃなくてほかのところもあったんじゃないのと。大体、みんだとという発言をしているわけですからね。ですから、初動調査としては、市の対応は、私は間違いではないのかなというふうに指摘をさせてもらうのと。それから、こういう問題があって、

これについてはこういった、進んでいますよと。責任についてはその結果が出ないと言えないということかなというふうに思いますが、これで質問は終わりにいたします。

- ○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。田中委員。
- ○田中委員 今考えているんですけれども、建設部に聞きたいんです。公共工事で、解体をした と。鋼材を搬出して自社処分したと、その鋼材の納入記録がプレスCで妥当なのか、その見 解だけ、一回お願いします。
- ○志賀委員長 阿部建設部長。
- ○阿部建設部長 この間の資料要求の中で、プレスCというもので評価されたというか、出されたというふうなお話は聞いておりますけれども、プレスCというものについて、建設部の代価というか、そういったものにはございませんので、ちょっとそれが適当かどうかということについては、ちょっと判断材料を建設部のほうでは持ってございません。以上です。
- ○志賀委員長 田中委員。
- ○田中委員 それをちょっと調べて出していただきたい。議会に。よろしくお願いします。
- ○志賀委員長 終わりですか。小野委員。
- ○小野(絹)委員 じゃあ、私からも質問させていただきます。

ただいま鎌田委員のほうから質問ありましたように、これは6月の26日の最終議会の中で、特別委員長が中間報告としてやった中身の分で、それは既に7月1日に行われましたこの調査委員会の中で、この問題について、市長の見解を伺いました。それは資料としては、鎌田委員からもありましたが、その8の資料の中で、千葉鳶さんが23年7月から24年4月までは浦戸の一次仮置場の作業従事者はいないと、ゼロだということですね。晃信建設は、23年7月から24年3月までゼロですというふうに出ているわけですね。ところが、ここに対して請求書が提出されているということをこの間も申し上げました。当然、市長は、特別委員長の報告を聞いて、あるいはこうした質疑を受けて、当局として鎌田委員の質問にこれから調査するということのようですけれども、何ら調査をしてきていなかったのかどうか、その辺についてお伺いしておきます。

- ○志賀委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 今、小野委員のご質問は資料8にあります作業員を千葉鳶さんなり、晃信 建設さんが出していない期間があることが支払いとの兼ね合いで不自然ではないかというご 質問だったかと思います。それについては、ちょっと私どもが既にいただいている資料とか、

あるいはその作業の月報等々で一応照らし合わせたということでの一応確認ということはさせていただいておりますけれども、そういった中においては、必ずしも、こういった中身で問題があるということではないのかなということで、一応、そういった段階での確認ということはさせていただいているところでございます。

- ○志賀委員長 小野委員。
- ○小野(絹)委員 ゼロの部分は結局請求されているということが重要な問題なんですね。通算 して、こうして出されているとかということじゃなくて。そういう点では、請求書が出てい れば、当然その支払いはしているというふうに思うわけですが、それについてお答えできま すか。

もう一つ、市長は先ほどこれから調査をするということでお話しをしていました。いつまで 調査をするお考えなのか。いつぐらいにその回答が出るのか、後段の部分でいろいろ出てき ますので、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

- ○志賀委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 鎌田議員のご質問に対しましては、先ほど、皆さんのほうからお話しをいただいていました100条委員会の中で、下請けに関する資料ということについては、私どものほうではその資料はないということについては、先ほど来、ご報告を申し上げさせていただいております。どのような経過で、どのような形で100条委員会に下請けの方の資料が出されたのかということについて、我々のほうでは、そういった資料を今入手できない状況でありましたので、そのようなお話をさせていただいたところでありますが、なお、経過についてはいろいろ調べさせていただきたいと思っております。以上でございます。
- ○志賀委員長 小野委員。
- ○小野(絹)委員 100条委員会の分については調査をしたいということですね。これはその8ですから、既に、こうした特別委員会が開かれている中で出された資料なわけです。だから、当局は当然見ているはずなんですね。ですから、先ほど来指摘されていますように、この分野についてですよ。要するに、稼働していないのに、それを請求されているということ。そして、それでお金が払われているということになったら、これは大きな問題ではないかということですね。ですから、それについてどういう態度をとるのかということについては、今お答えできないというふうなお話だったので、そういった調査をいつまでやる、いつになったら、市のほうが、こういう実態をやっぱりきちんと調べて、それで問題なければいいです

よ。ところが、問題があるからいろいろ取り上げているので、市がそういうことで、市長が それが事実だとしたら、どういうふうな態度をとるのかと、実際には告発とか、そういうも のは出てくると思うんですよ。その辺について、やっぱりきちんと今ここでできない、そう いうことは言えないということであれば、当然ながら、徹底した調査をしていただくという ことは必要だと思うんですね、それについて、もう一回、見解をお伺いします。

- ○志賀委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 先ほど申し上げましたのは、前段の部分でありまして、下請け企業の人数の違いと、それから、実際の協議会から請求されている違いについてというご質問でありました。そのことについては、今私どものほうで、100条委員会の中で、どのような経過で、どのような形で、資料を入手されているかということは、大変恐縮ですが、我々は今段階でわかっておりませんので、その辺については、資料等について、改めて頂戴するといったようなことをさせていただかなければならないのではないかという意味でお話しをさせていただいたところであります。

後段の部分につきましては、今、担当部長のほうから中身についてはご質問いただいた際に その内容等についてはチェックをさせていただきましたと。必ずしも、人数が伴わなくもで きる作業をやったようでありますというような説明であったかと思います。

なお、必要でしたら、担当のほうから再度ご説明をいたさせます。

- ○志賀委員長 ほかにないですか。小野委員。
- ○小野(絹)委員 今、答えないんですか、きちんと今のところ、もう一回、説明してください。
- ○志賀委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 先ほど小野委員が申されましたその8の作業従事者の人数と支払いの関係でございますが、それぞれこの人数等につきましては、既に提出させていただいております、例えば、かなり前ですが、25年6月の別冊6ですとか、あるいは協議会のほうの決算の記録であります25年7月12日のその4の資料ですとか、そういったものと、整合性とかそういったものも確認させていただいておりまして、そういった中においては、適合というか、整合性がとれているということでの回答でございます。
- ○志賀委員長 ちゃんと精査したの、本当に。
- ○小山産業環境縁長 それらと突き合わせをして。
- ○志賀委員長 3カ所、間違えているよ。

- ○小山産業環境部長 いや、間違いないと思います。
- ○志賀委員長 間違えているよ。みんなチェックしたんだから。 小野委員。
- ○小野(絹)委員 今資料を持っていますけれども、その6と照らし合わせて、その出されたものと照らし合わせて間違いないということを、部長は断言できるということですね。要するに、この間、特別委員長が報告をした中身の中に、約2億8,000万、3億近くのありもしない分の支払いをしているのではないか、請求がされていると、そういうことを指摘しているわけですね。ですから、それについて本当にそういうことが間違いないというふうに、部長、断言できるんですか。
- ○志賀委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 その3億という数字が、どの数字のことをご指摘しているのか、その辺確認できない部分もありますけれども、私が申し上げたのは、資料8で出されたものについては、その人数等につきましてということを計算してチェックをしましたところ、トータルの整合がとれていたということでの回答でございます。
- ○志賀委員長 小野委員。
- ○小野(絹)委員 じゃあ、部長は整合性がとれていたんだということですので、これはこれとして、特別委員長の報告の中でも引き続きこの問題について、特別委員会としてもこれからも調査していきたいという旨が書かれていたと思います。そういう姿勢で私も臨みたいというふうに思います。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、No.6の31ページに被災者建物解体物件現地調査測量一覧表というものがありまして、これですと148番のNo.が振られているわけですね。要するに、147カ所という、147件ということだと思います。172件というのは、一体、じゃあ、その差はたしか26件あるわけですけれども、それは一体どういうことなのか。その差について。

それからもう一つは、要するに、これは6月7日、先ほどの答弁の中で、解体業務が、解体していいよというふうになったのは5月6日だというふうに答弁されていたと思います。それ以降で、これを見ると、既に、6月、少なくとも6日までには148件の申請が出ていたというふうに見るべきなんだろうなというふうに思うんですが、そして6月7日に一斉に調査の、一括調査というのか、それを依頼しているということで出ているわけですが、それについて、何でそういうふうになっているのか。どういうことでそうなったのかというものをお聞きし

ておきたいと思います。

- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 ちょっと、前段のほう、ちょっと聞き取り逃してしまって、大変恐縮なんですけれども、建物解体につきましては5月6日から始まって、6月の中旬からは越の浦の仮置場のほうも開設できる見込みでやっておりましたので、そういったことで、まず最初は調査ですので、調査ということでまずは件数がまとまった段階で、至急、急いで、当然その業務を回していくために行ったということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 小野委員。
- ○小野(絹)委員 №6の31ページのところについては、これは全部浦戸なんですよね。浦戸の分が148件ほど出されております。そういう中で、6月7日に一括、全部同じ日にちに調査依頼を出しているということです。ですから、そうであれば、6月の少なくとも、5月6日から始まって6月6日まで申請されたものであろうと。7日の調査で出しているというのはね。そういうふうに考えるべきなのかなというふうに思うんですが、それで、寄せ集めを含めて174件というふうに言われているわけですが、ところが、148件だと。ここに出ているのは。そうすると26件は調査していないんじゃないかと。この数字から見ても。そういう点では、解体じゃなくて、この数字を見ただけでも、26件は瓦れき処理だったのではないかということですが、それについてお聞きしておきます。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 ちょっと今、ほかのページもちょっとあるんですけれども、浦戸に つきましては、依頼月日6月7日ということで、ここでは一括して148件、協議会のほうにお 願いしましたけれども、その後も続いて調査依頼はかけておりますので、ご了承いだだきた いと思います。
- ○志賀委員長 小野委員。
- ○小野(絹)委員 34ページのところで終わっているから、あれと思ったんですが、それはどこ に出ていますか。ちょっとわからない。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 ちょっと今資料を探しますので、少々お待ちください。
- ○志賀委員長 連絡協議会からの請求書を見ると、69件分しか上がっていないんですよ、結局。 調査の。課長、69件分しか上がっていないんだよ。

小野委員。

- ○小野(絹)委員 今の、先ほど、実際に依頼はそういうふうにして依頼をして、現地調査をした分というのは、先ほど委員長がお話ししていましたように、69件しか調査依頼の結果出てきていないということになると、誰が考えても174件、そのうちの69件しか調査していないというふうになると、その差は、どうですか、69件だから、105件ですね。それが調査されないままということは、瓦れき処理が相当あったのではないかというふうに思わざるを得ないというふうに思うんですが、それについてどういうふうに考えているか、お聞きしておきます。
- ○志賀委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 まず、ちょっと、前段、先ほどのあれですけれども、追加で見ていただければ、同じ資料の62ページ、63ページにも依頼をしておりますし、201ページとかでも浦戸に関しては調査をお願いしているということでございます。調査の請求で69件しか出てこなかったのではないかというお尋ねでしたけれども、確かにそのとおりでございますけれども、これにつきましては、全て調査をお願いしておりましたけれども、ちょっと請求がそれしか、ちょっと上がってこなかったということで、ちょっと今の段階ではそのような形で全額支払いのほうにはなっていないのかなというふうに考えております。
- ○志賀委員長 小野委員。
- ○小野(絹)委員 今、大変課長としては苦しい答弁なさっていると思いますけれども、そこに あらわれているようにですね、やっぱり、いろいろおかしいなと思うのがあるわけですよ。 やっぱり、姿勢そのものが、そういう意味では、瓦れき処理の問題では本当に不公平なやり 方、あるいは本当に管理の不十分さとか、いろいろそういうものも出ています。そういう意味で、やはり問題点をさらに明らかにして、市の対応、そして市長の対応をきちんと襟を正してもらうということが必要ではないかと思うんですが、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。
- ○志賀委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 改めて、今回のこの震災による瓦れき問題がさまざまな問題になっておりまして、 改めて市長が特に連絡協議会に委託した分が今、皆さん、前段でお話しされましたように、 私たちは連絡協議会に市が委託した分で、実際に連絡協議会から、さらに下請けさせ、仕事 がどうなったかということを、全部資料を出して調べてみますと、改めてさまざま問題が出 てきているので、質問しているわけですが、そこで市長に、今回の例えば本件で、一番最初

に私たちに出していただいた資料の中で、32ページのところで、災害廃棄物運搬業務とか、 一次仮置場管理業務とか、建物解体業務とかとあって、随意契約ということで連絡協議会に 随意契約した部分が載っております。塩竈市の契約という例規集を私ここに持ってきたんで すが、この例規集にある随意契約、これがあります。

これを見ますと、随意契約する場合には、6点ほどあると。第14条に随意契約の範囲という ものがございます。これで、今回の災害廃棄物、この解体・瓦れき処理の関係がこの6点の 中に、どこに該当するんですか。

- ○志賀委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 大規模な災害が発生した場合という部分に該当するのでないかと考えております。
- ○志賀委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 14条の中には、そういう言葉はありません。工事または製造の請負、2つ目は財産の買い入れ、3つ目は物件の借り入れ、4つ目は財産の売り払い、5つ目は物件の貸し付け、(6)前各号に掲げる以外のものについてということになっています。災害という言葉はご
- ○志賀委員長 末永財政課長。

ざいません。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

今回の契約の根拠法令でございますけれども、市の契約規則ではございませんで、地方自治 法施行令の167条の2にございます随意契約の項目にのっとりまして契約したものでございま す。以上でございます。

- ○志賀委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 普通地方公共団体の随意契約167条の2、ここには7点ほどあるというふうに思っておりますが、それでも災害ということは、私見る限りは載っていないのではないかと思います。改めて、文書は持っていますけれども、教えてください。
- ○志賀委員長 末永財政課長。
- ○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

167条の2の第1項の第5号、緊急の必要により競争入札に付することができないということの規定に基づきまして、協議会との随意契約で協定書ということで業務の締結をしているというものでございます。以上でございます。

○志賀委員長 曽我委員。

- ○曽我委員 第5、緊急の必要により競争入札に付することができないことについてですね。それになっているんだと。今回のものは、建物解体とかと関係しますとね、環境課に仕事を振ったわけですけれども、当局が。建物といいますとですね、これは例えば塩竈市の例規集で、本来、処理するとか、そういう仕事というのは建設工事に関わる部分を採用してやるのではないですか。どれを採用するんですか。
- ○志賀委員長 末永財政課長。
- ○末永市民総務部財政課長 申しわけございません。詳細については、私もわかりかねるところではございますけれども、今回の167条の2の部分、緊急的な内容でこの条項を適用したというものでございます。つまり、災害の瓦れきの処理でして、いち早く本市の復旧・復興のためにしなければならない業務という位置づけから、この条項を適用したというものでございます。以上でございます。
- ○志賀委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 そこが非常に、やっぱり今日の問題をつくってしまったことだと。それがほかの市町村との違いだということなんですよ。やっぱり建物、建設関係というのはものをつくるのであれば、それは発注したときに、それに塩竈市が発注した求めに応じてきちんとしたものがつくられるかどうかということを受けて金を払うわけですけれども、今回の瓦れき処理については、やっぱり最初の段階と違って、きちんとそれは精査してやらなければならなかったことなんだと、私何回も言うんですが、ここが大きな違いだと。災害だから何でもいいということにはならないというふうに思うんですね。まず、建設関係の中にも随意契約というものがあるんですが、この中に、やっぱり市町村が随意契約しても、やっぱりきちんと検査をしたり、立ち会いをしたりして、そのとおり、ちゃんとされていることをやらなければならないということも書いてあるんですね。建設工事の中にこれを採用していないということなんですね、もう一回、聞きます。
- ○志賀委員長ちょっと、もう一回、ちょっと最後のほうを。
- ○曽我委員 私、塩竈市の例規集で随意契約を見て、さっぱりわからないなと。この中のどの部分がどうしてこういうふうに今日の問題を生んでいるんだろうということで見たんですが、地方自治法には確かに緊急災害のときがあると。それは建前というか、最初の入り口であって、実際に仕事をするときには、建設関係の、この例えば塩竈市の工事検査規則とか、それらに準じて、やっぱり元請から下請けにやる仕事なんかについても、建設工事関係の規則で

対応すべきではなかったのかというふうに思うんですが、その辺は、今の段階ではどんなふ うに考えているのか、まず聞いておきます。

- ○志賀委員長 末永財政課長。
- ○末永市民総務部財政課長 お答えします。

建設工事の執行規則は確かにございまして、この規則は建設工事に係る一応取り決め等を決めているものでございます。今回の件につきましては、建設工事ではなくて、あくまで協定に基づく委託という形のものでございますので、この規則はそのまま適用することではないというふうに考えております。以上でございます。

- ○志賀委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 結局、例えば連絡協議会にいろいろ委託した関係の58億円なることが委託したこと に金額ではなっているわけですけれども、結局、執行部の4社が、36社ある連絡協議会の中 で、58億円の塩竈市の発注に対して、4社だけで34億5,000万の仕事を受けたと。本来は塩竈 市にかわって仕事の発注から支払いまでやる連絡協議会が、実際にたどってみたならば、執 行部の晃信建設さんや、千葉鳶さん、これは執行部ですよ。それから東華建設さんだけで、 57%も占めていたとなれば、やっぱり災害だから何でもありということが、今日のこういう 事態を生んでいるんじゃないかと。それで、建設工事のこのルールに基づいてやれば、やっ ぱり不正があった場合には、それなりに塩竈市の検査員とかが入ったり、あるいはそういう ことがあるということを市長に申し入れて、市長がやっばり厳重にそれを質すとか、そうい うことができたんですよ。だから、途中で塩竈市に上申書が出されたときには、これは不公 平なことが起こっているようということで出されたのですから、本来は、こういうことの随 意契約でも、きちんとしたルールがあれば、こんなにごたごたした状況はつくらなくて済ん だんだと。だから、やっぱり安易にね、しかも、和田電気さんというのは、建設関係者じゃ ないですよね。電気屋さんですよ。こういう建設業の仕事も持たない人たちが解体までやっ ていくというのは、やっぱりどう見たって、誰が見たって、市民が見たって、ほかの市町村 の人たちが見たって、何をやっているんだろうかと。最初の段階、緊急事態と違うんですよ。 そこのところにもうちょっと言及して、二度とやっぱりこういうことが起こらないような対 応をやっぱり、もうちょっと市の契約に関して、災害時のときの契約のあるべき姿、こうい ったことをしっかりとやるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 曽我委員からは、前にも同様のご質問をいただきました。前段で、環境課でなくて、建設部ではというようなお話も前回もいただいたかと思います。ぜひ、ご理解をいただきたいんですが、発災から4年たっておりますが、いまだに職員は困難の極みありまして、残念ながら、県内外から大勢の皆様方のご支援をいだたきなから、何とか日々の事務を遂行させていただいているという状況にあります。発災後、大変な困難でありましたが、おっしゃられますように、当時は、建設部と、それから環境部がそれぞれ力を合わせながら瓦れきの処理を行ったと記憶いたしております。なぜ、先ほど、ある電気関係の方がというご質問でありましたが、かねてから災害防止協力会、それから建設協議会、そちらのほうから一旦、こういう大きな災害が発生した場合は、業界として災害支援をぜひということで、協定書を締結しておったわけであります。したがいまして、今回の場合も両団体のそれぞれの会長さんがお越しをいただいて、一緒になって今回の復旧・復興に取り組む努力をしたいというようなお話をいただきまして、一緒に協議会のほうに、このような仕事をお願いをいたしてまいったというところであります。

ご質問の結果として、このような形になったということについては、私もこの委員会の中で、 進行管理について、行政として今後大きな課題ということで受けとめさせていただきたいと いうこと再三再四申し上げさせていただいているところでございます。よろしくお願いいた します。

- ○志賀委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 やっぱり職員の大変な状況、これはわからないわけではないんですが、一番混乱をつくったのは私は市長だと思うんですよ。市長にあると思います、私は。つまり、震災後、防災組織をあれして、市民課にくっつけてみたり、この災害で大変なときに、ぼーんと環境課に人を移してしまって、そういうことができないのにもかかわらず、そこに押しつけてきた。ここでいろいろ証言していただいた村上課長さんも、部長さんもそうですが、自分たちはそういう持ち合わせを持っていないのに、6月で人事異動されたんだと。まさにこういう人事異動が、さらに職員を苦しめてきたのではないかと、私は思うんですよ。ですから、そういうときにきちんと、今からこういったことがまた起こらないとも限りませんから、ぜひきちんとした進行と、職員に対する対応も含めて、きちんと対応していただいたいということを申し上げて終わります。以上です。
- ○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 さまざまなご意見が出ました、質問が出ました。私のほうから1点だけ、ちょっと 気づいていることでお話しをさせていただきたいと思います。

それは浦戸の解体家屋、寄せ集め処理ということでさまざまに問題提起され、また課題ともなっております。発災当時から、浦戸の交通が通るようになりまして、浦戸に渡れるという状況の中で、私は浦戸に参りました。まだ何一つ手の入っていない浦戸の島々の状況を私眺めてまいりました。まさしく土台から家が離れて山のほうにたくさんの家が固まっている。

- ○志賀委員長 質問をしてください。
- ○阿部委員 済みません。この話をしないと、ここまで行き着きませんので、お願いいたします。 そういった中で、お隣は瓦れき処理のような状態、お隣は解体という名目になるかもしれません。その中で、何度か行っているうちに、現場でいろいろな調査が入っていました。土木 部長さんやら、たくさんの職員さんも入っていました。その中で、隣が瓦れき処理であると、土台のコンクリートはそのままだと。そして、解体になりますと土台まで、コンクリートまで皆片づけられるんだけれどもという、非常に現場の悩みがございました。こういった寄せ集めといった言葉が出てきましたときに、あの現状が頭の中にありました。やはり浦戸の人たちはみんな家族のように暮らしている。一緒に処理をしてほしい。あるいは大切な家を丁寧に処理してほしい、そんな被災者の方の思いが現場の方たちは大変悩んでおられました。業者さんも、大変それは酌み取っておりました。市として、この寄せ集め処理というのは、なかなか明快な答えが出ませんけれども、確かに瓦れき処理と解体とでは、いろいろなさまざまな部分で、予算とか、いろいろな部分が出てくるかと思うんですが、そういった中で、なかなかこういった公の場で話せない部分であると思うんですが、私はそういったことをおもんぱかって、この処理をしたのではないかというふうに理解して受けとっているんですけれども、そのような形でよろしかったでしょうか、お聞きいたします。
- ○志賀委員長 何を聞きたいんですか。

菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 阿部委員がおっしゃるのは、瓦れきで処理する、解体で処理する、 いろいろな現場で大変なことがあった、その辺のところの状況をもう一度というふうなお話 だと思います。前にも話しましたとおり、瓦れきで処理する場合は、これも勝手に処理でき まんせので、島民の財産がありますので、当然、そういった処理をする際にも解体申請が上 がってきたものでも、道路に出ているようなものですと、これは瓦れきで処理してもいいで すかと。早急にここ、道路をどけなければならないんですというようなお話をその当時の担 当部長とかが直接島民と話し合いをしながら、そういったことを、瓦れきは瓦れきで処理を するというようなことも行いました。どうしても、これまでも担当課長が話しておりました とおり、遺留品があるというものにつきましては、丁寧に、丁寧に解体に上げて、そこから 立ち会いのもとでやっているというふうなことも行いました。

仙台市なんかでは、基礎の撤去までは認めていなかったようですけれども、塩竈市は基礎の 撤去も当然行いまして、基礎から離れているようなものも、当然、瓦れきといいますか、建 物を解体したところと、家にある基礎の部分も解体したというような経緯でやってきたとい うことでございます。よろしくお願いします。

- ○志賀委員長 私のほうから質問させてもらいます。
- ○鎌田副委員長 質疑を続行いたします。志賀委員。
- ○志賀委員 先ほど来、いろいろお話しいただいていました。危険家屋解体について、先ほど内 形副市長のほうから申請書類が整わないと、整わないので、寄せ集めという、滞っていたと いう説明もいただきましたが、72件の申請書類が整わない物件の中でですね、実際に調べる と書類が整わないと言っている、我々、一覧表を出していただきましたよね。72件について の何が整わないのかという一覧表を出してもらいました。その中で、例えば解体同意書が不 足していると、ないんだというものが28件ありました。だけれども、書類を見ると25件あり ました。それから、身分証明書がないというものが31件ありました。14件、身分証明書がつ いておりました。印鑑証明が不足している。これが6件中1件がありました。それと抵当権 同意書が不足している8件ありました。それは4件ありました。残りの4件のうち、3件は 抵当権の設定が必要がない建物でした。これは全部登記簿謄本を見て、私確認しております。 ということは、整わない、整わないという理由が何なのか、わからないんですよ。整ってい るんですよ、書類が。それでこの物件は、例えば書類を見ていくとね、72件中、当然、現場 写真ありますね。現場写真の中で、瓦れき処理の分は瓦れき処理の看板がかかっている。危 険家屋解体は家屋解体の看板を掲げて写真を撮る。この前、鈴木証人は、私が質問したら、 いや、それは写真の間違いですということで片づけましたが、公共事業で、それだけで片づ けていいのかなと私は思ったわけですね。というのは、72件中、瓦れき処理看板のタイトル は51件なんですよ。51件間違いますか。そこのところをちょっと確認しておきます。内形副

市長。

- ○鎌田副委員長 内形副市長。
- ○内形副市長 志賀委員からのご質問です。申しわけございません。今おっしゃられていること、 実際、私見ていませんので、何とも。私、報告を聞いているものについては、そういったような書類が整っていないものについて、整っているものを鑑として、それをぶら下げたというようなご報告をここで答弁させていただきましたので、今、個々の事例についてご指摘いただきました。これについては、私は志賀委員のほうからまた改めて見せていただきたいと思います。何とも、見ていませんので、ここでお答え申し上げかねます。
- ○鎌田副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 いろいろ言い過ぎたね。私が聞いたのは、看板のことなんですよ。看板が、公共事業ではちゃんと現場看板掲げて写真撮りますよね。それで72件の寄せ集められた家屋の51件は瓦れき処理の看板を掲げて写真を撮っているわけです。それが何で危険家屋解体に入っていくのか、そこのところ、看板の意義をちょっと私はお伺いしていたんです。
- ○鎌田副委員長 菊池環境課長。
- ○菊池産業環境部環境課長 当然、本来であれば危険建物解体で処理するということで危険家屋建物解体、瓦れきということであれば、9,786万で7月から10月にやった瓦れき処理ということになろうかと思いますけれども、私も副市長と同じで、ちょっと資料のほうがあれですので、それ以上、詳細についてはちょっとお答えできないです。
- ○鎌田副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 資料を見るとか、見ないとかじゃなくて、これが現実なんだから、これに対してど う感じるかということを聞いておるんですよ。これは私、2年間かかって調べたことなんで すよ、逐一。こういう実態があるんですよ。それと51件のうちですね、途中、写真が抜き取られました。3件。現場写真が初めからないものは72件中、6件ありました。それも解体に なっています。現場写真が途中から、現場写真がまた抜きとられたものも12件ありました。 現場写真が危険家屋解体の看板のタイトルがついていたのは6件ありました。こういう状態 の中で、こういう条件、事実があるわけです。さらに今までの説明の中で、結局、申請書類 が整わなかったものが会計に滞っていたと。それで、締め切りが迫られたので、これは慌て てやらなければならないということで、全部寄せ集めたんだという今まで説明をしていたわけですが、今回の会計課の方と環境課の係長さん、きょう、よんで話を聞いたら、そういう

滞った事実はありませんという証言をしています。

ということは、4月15日の鈴木証人の滞っていたということは虚偽の証言になるわけですよね。これはやっぱり、我々としては告発しなければいけない事項になってくるんですよ。こういう、矛盾点がいっぱいある。その中で、じゃあ、この矛盾点を解決するのはどうなのか、何なのかといったら、結局は、浦戸に入って、流出した家屋は瓦れきで処理していながら、後で予算的に余裕か出てきたので、くっつけて請求書を出したのではないかなというふうなことに考えると、全部つじつまが合ってくるわけですよね。これは誰がしたのか知りません。協議会がやったのか、市のほうが指示したのか、わかりませんけれども、ただ、環境課でそういう指示をした、寄せ集めたと言っているのですから、環境課でやったのかもしれません。ただ、そのやったのも課長はみんなで相談したと言っていますけれども、4月15日の鈴木孝至証人は、課長が責任者なので課長が決定しましたというふうに話している。こういう不透明なことが起きていて、それで書類が整わない。その整わない書類が何なのかというのは、ほとんどは整っている。じゃあ、寄せ集めの原因にならないんじゃないのという。どうそれは説明つくかということなんですよ。

私は地検にも行って相談しました。ところが、こういう問題は、結局、水増しとか何とかというのは、被害者である塩竈市が告発しないと事件にならないんですよ、というふうに言われました。ただ、先ほど鎌田委員がお話しした、実際に配置人員で人が配置されない。にもかかわらず、億単位の仕事をやっている。人のいらないところで仕事をやっていたと部長はちょっと言いましたけれども、特殊運転手、重機だけで仕事ができますか。作業員がいないと仕事にならないでしょう。それはどうでしょう。部長、お伺いします。

- ○鎌田副委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 済みません。委員、ちょっとおっしゃっているのがいまひとつわからないんですけれども。済みません。
- ○志賀委員 平成23年7月から平成24年2月まで、または3月まで、晃信建設さん、千葉鳶さんは、資料8の中で、人は使っていないわけです。出していないんです、人を。にもかかわらず、晃信さんは1億6,000万、千葉鳶さんは3,900万、いや、仕事をやっています。先ほど、市長が調べようがないんだというお話されていましたけれども、これは連絡協議会のパソコンに入っているデータなんですよ。信頼関係のある連絡協議会に出してくれと一言言えば出てくる資料なんですよ。調べればありますよ。調べていないから、わからないというふうに

言っているんですよ。そこのところ、部長、本当に調べたんですか、お答えください。

- ○鎌田副委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 私が先ほど調べたというのは、既に特別委員会のほうに出させていただいている資料と突き合わせて調べたということを申したのでございます。あと唯一、旧災害復旧連絡協議会の議事録と、そのとき出された支出の関係、明細等のチェックということで調べさせていただいておりまして、その上では、整合がとれているということでお答えさせていただきました。

ちょっと済みません。ちょっといまひとつ理解できていなかったところが、人が出ていなかったときに、協議会がそれぞれの関連する会社に支払いをしていのがどこかということですか、お願いします。

- ○鎌田副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 もう一回、ゆっくり話しますね。その人が出ていない期間に、千葉鳶さん、晃信建設さんが、その期間に請求書を出しているんです、毎月のように。トータル、晃信さんは1億6,000万、千葉鳶さんがとびとびでしたけれども、3,900万、トータルですね。これを地検のほうにご相談したら、これは詐欺じゃないかというふうに判断されました。これが事実だとすればですよ。その辺を今多分検証していただいているんだと思うんですけれども、人がいない、作業員いないのに仕事をどうやってできますか。唯一、ここに書いていないのは、特殊運転手だけですよ。要するに、重機の運転手さんだけなんです。重機だけで仕事できますか。一次仮置場の仕事。ここのところ、部長、答えてください。
- ○鎌田副委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 大変恐縮ですが、その詳細については、あくまでも推測の域を出ないので、なかなか答えづらい部分ありますけれども、私の理解が正しいかどうか、わかりませんけれども、重機の手配等、早い時期にできていたところがこういった千葉鳶さんとかであったということがあったので、そういったお支払いの請求があったことかなという理解をしておるところでございます。
- ○鎌田副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 答えになってないじゃないですか。人がいないのに、重機とオペレーターだけで何 千万という仕事ができるんですかと、私は聞いているんですよ。作業員がいないのに。だっ て、作業員出ていないでしょう。重機のオペレーターだけですよ。

- ○鎌田副委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 重ねて、これは推測の域を出ませんけれども、千葉鳶さんなりが、機械を借りて現場のほう置いている。それを動かしたのは人を出していた、東華さんであり東北重機さんであり、千葉鳶さんが、その機械のほうはリース会社さんのほうにお支払いするということで請求があったのかなということで理解しておりました。
- ○鎌田副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 千葉鳶さんは人も、人件費の請求もしているんですよ。だから、だめなのさ。アウ トなのさ。そういうことを、結局、この前私が委員長報告で話ししているわけですから、調 べる気があったら、幾らでも調べているというこができるわけですよ。残念ながら、この件 に関しては、当局は今まで一切調べようとする態度がなかったわけですよ。我々から担当ご とに突つかれている。やむなく指示を出しできている。残念ながら、その資料を見ても、わ かりづらい資料が出てくる。結局、自分たちで整理していかないとなかなかわからないとい うような、私の感じです、それはね。そういうふうに私は受けとっております、残念ながら。 まことに不親切なつくり方。何が、そう言うかというと、例えば家屋解体、これにしたって、 危険家屋解体だって、番号、ちゃんと一つ一つ番号順に並べてくれればいいのに、たまに要 求すると番号が違って並べてきたり、例の72件の寄せ集めの解体のあれにしても。最初出し てきた親番のその後に、寄せ集めの番号が、順番が次の資料のときはまた違って出てくると か、そういうふうなもの出てくるわけです。普通の会社であればそういう資料を出す、そん なことをやったらアウトですよ。それが塩竈市役所ではまかり通っておる。そして、寄せ集 めた原因というものが全く不透明であると。さらに、さっき言ったように、資料8の人の手 配、そしてその人の手配もですね、東北重機さんの請求書の明細を見ますとね、人数合って いないんですよ、最初から。東北重機さんだけは、ちゃんと配置人員ということで明細を出 してもらっています、資料として。ところが、仕事期間中、1カ月たりとも人数が合ってい ません。資料その8と。残念なことに、どちらが正しいか、わかりません。そして、先ほど もちょっと出ましたけれども、東北重機さんは、親方ですかね、世話人、これが7人だけし か計上していません。請求書に7月は。ということは、7日しか仕事していないといことな んですよ。ところが、別冊6の資料を見ると、1カ月間、同じ3人ずっと使っていると。途 中から参加したのに、3人であるはずがないですよね。必ず途中で数字が変わるわけですよ。 そこがおかしいわけです。

だから、よーいどんからおかしいんですよ。それと、今回の浦戸での瓦れき処理、それから 危険家屋解体、一次仮置場管理業務、これはそれぞれ分けられて仕事しないですよね。請求 書を見ますと、各下請業者さん、全部、一緒になって請求来ています。分けられていません。 これが実態です。この辺は、市として、管理、知っていたのか、知らなかったのか、お答え ください。

- ○鎌田副委員長 どなたに。
- ○志賀委員 市長に。
- ○鎌田副委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 現地でどういう作業をされているかということについては、大変恐縮です、私はそこまでの確認はいたしておりませんので、担当のほうからご答弁いたさせます。
- ○鎌田副委員長 担当は……。じゃあ、小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 申しわけありません。先ほどのちょっと人数のほうを見てしまって、少しちょっと集中して聞けなかったところがありますので、恐縮ですが、もう一度ちょっとだけお願いします。
- ○志賀委員 結局、人数が合っていないのね、最初から。例えば東北重機さんは、請求が7日なんですよ。親方、一般世話人という人が。7人ということは、7日しか仕事していないんですよ。それが、協議会の別冊6の資料を見ると、請求内容を見ると、ずっと3人でしょう。3カ所だから、3人はわかるんです、一次仮置場が。世話人が1人ずつ配置されれば。ただ、東北重機さんについては、途中から配置されている。とすると、そこまでは2、2、2、できて、例えばそれから3になる。東華建設さんは一切明細出てきていませんので、わからないわけですよ。ただ、東北重機さんと東華さんしか、最初あちらに乗り込めないはずですから。そういうことを考えれば、推測はつくわけですね。

それと、これも明細がないと、そういうことに対して、そういう、違っていますよと。何を、だから、それについて、そういうことをわかっていて、私かこの前中間報告で話をしたんだから、協議会にそういう資料を提出求めればできたでしょうと。できなかったんですかという話です。部長に。

- ○鎌田副委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 今のご質問の意味はわかりました。例えば報告以降、私どもとしてその部分について、詳細な説明を求めたり、資料の提出を求めたりということはしておりません。

それは何となれば、やっぱり100条委員会のほうで進めていただいている事項でもございます ので、そういった意味では、積極的にそういったやることについてちょっとちゅうちょして いたということでございます。

- ○鎌田副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 ちゅうちょしていたね、いい言葉ですね。

それと、瓦れき収集にしても、結局、さっき言ったように私が聞いたのは、瓦れき収集、それから危険家屋解体、それから一次仮置場管理業務、分かれていたけれども、現場の仕事が全部一緒くたにされていましたよと。請求書からそういうふうに判断できますよと。そこのところを現場で管理監督していたんですかということを、それで質問したんです。ただ、現場に行ったことない人ばかりだから、なかなか検討が難しいのかなと。

- ○鎌田副委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 当時、私もそういった現場のほうに行っていたわけではございませんので、ここまでいろいろ担当していた者から話を聞きますと、必要に応じて現場のほうに行って確認はしていたということでございますが、ただ、恐らく支払い等について、瓦れきであるとか、建物の解体であるとか、あるいは仮置場の管理であるとか、一緒になったということは、この前に、協議会のほうから出された資料には、その中身までちょっと書いていなかったので、そういったことが区別されているのか、あるいはまとまっていたのかということについては、今初めて聞いたところでございます。
- ○鎌田副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 一次仮置場のこと、さらに瓦れき収集についても、寒風沢では東北重機さんがやっていたわけですが、7月6日から作業したことになっているんです。結局、7月末に行った会社がですよ。それで東北重機さんの請求書を見ると、瓦れき処理の場合は立米ですね。積み込み量で管理していますよね、支払い。そういうデータが一切ないんですよ。日にちも違う。そういったものもデータもない。ということは、市に提出されている請求書の中身というものも、数字が積み込みました、運搬しましたという数字が本当に正しかったんですかということなんですよ。契約単価で決めたから、それを払うんだということは、それはそれでいいかと思いますけれども、それだって、私が環境省に行って、確認して、契約内容を見せたところ、担当者の人は、それを見て、入札参加というのはどこまでも、本来推定数量だというか、実際の数量じゃないから、それは上限であって、このまま金額を変えないという契

約であって、実際は出来高制ですよ、出来高払いですよと。残ったお金については、返還してもらわなければいけないお金ですよ、というふうな見解を私は示されました。私の聞き間違いかどうか、わかりませんが、そういう見解を示されました。

そうすると、環境課の鈴木孝至氏の言っていることは相反するわけですね。その辺は、どういうふうに考えられるのか、ちょっと、市長、長い間土木部にいらして、いろいろなこと詳しいでしょうから、ちょっ見解をお伺いしたいと思います。

- ○鎌田副委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 先ほど来、今回の一次仮置場については、単価契約という形をとらさていだたいているということについては、基本的には、数量の増減というのは、実際扱ったものに合った数字を形状させていたたくというのが基本ではないのかなと。(「私の質問と違う」の声あり)

どういうことをご質問なんでしょうか。

- ○鎌田副委員長では、再度。
- ○志賀委員長 瓦れき収集運搬で、積み込み、要するに運搬した立米数で、お金を払っているんですよ、立米幾らで。積み込み、人力、重機の積み込み、それから運搬も人力、瓦れき等木片と、単価はそれぞれ立米の単価が決まっているわけですよ。単価契約なんです。単価契約なんだけど、その立米が、もとになる立米の数量が、東北重機さんの中には何も出てきていませんよという話をしている。だから、東北重機さんは、その立米数は管理していないんでしょうか。全部、一次仮置場の中の全部ごったごたにして管理しようとしているんですよ。さっき言ったように、日にちも、重機さんは7月の後半から入っているのにもかかわらず、7月6日からやったような請求が上がってきているんです。というのが現実なんです。

そこのところを、私が契約では、環境省の契約で、見積もりいうものが、上限を超えないと。 というのは、実際に発生する量は、推定量だから、わからないから、見積もり金額は、上限 を超えないという金額であって、実際に仕事をした場合は出来高制で、積み込んだ量、運搬 した量で精算していって、残った場合は、国に返していただくんですよという見解を私はい ただいたと。それが私の聞き間違いかどうか、わからないから、今市長は長い間土木行政を やられている方なので、その辺についてはどうなんですかというお話を、見解をお聞きした わけです。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

- ○佐藤市長 出来高、単価契約ということについては、私も理解していますし、委員も理解されておりますよね。当初契約時には、何カ月分かをまとめて今契約させていただいているはずでありますが、その上限というのは、随契といいながら、お互いに単価を出し合ってやっておりますから、そういう意味合いで、業者の方が出した金額が我々のほうの金額を下回れば、当然、その金額が上限という意味でお話いただたいているのでしょうか。ですよね。ですから、最終的に数字か動けば、その数字に合わせて金額も変わってくるものもありますし、その契約の金額どおりのものもあるかと思いますし、また契約よりも少ない金額であれば、当然、我々のほうでは変更でといいますか、その部分については不用額という形で処理をさせていただいているところでございます。
- ○鎌田副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 そこで、鈴木さんが言ったのは、見積もり単価が決まっているから、その金額に従って、残りは全部立米ふやして払ったんだという説明をしているわけです。そういう答弁なんですよ、証人喚問のとき。皆さん聞いている。だから、おかしいなと思ったんです。だから、実績からいったら、一番最後の数量は、積み込み数量の倍を運搬したことになっているから、そこは完全なる虚偽、不正請求でしょうという我々は判断をしたわけです。それだけです。
- ○鎌田副委員長 小山産業環境部長。
- ○小山産業環境部長 その点については、ちょっと私どもの理解と違うので、まずはお話しさせていただきたいと思います。

浦戸の災害廃棄物の瓦れき撤去業務委託については、ご承知のとおり、当初、現場を見て、このくらいの瓦れきの量があるからということで積算をしまして、その積算で想定した設計額で随契の見積もりをいただきまして、契約をいただいたというのが、9,786万円でございますので、これも何回もお話ししたとおり、今、原則委託契約ですと、なかなか前払いというのは基本的にできないということもあったので、毎月処理して、7月に処理した分が幾らかということを上げていただいて、上げていただいたものについては確認をしてお支払いできるということなので、そういったお支払いの仕方をさせていただいておりました。当初決め9,786万というのは、徐々に、7月分、8月分、9月分ということで来まして、10月分について、その金額を実際の処理量としては超えていたということがあったようでございます。ただし、それについては請け負った協議会のほうでは、当初9,786万という金額に合わせるよう

な形で、逆に数量を減らして請求をいただいて、ですから、市としては、多目にやってもらっていただいて、請求は少なく請求されることで、それが積算の金額ベースでいくと、2% ぐらいの差だったので、その辺は、そういった変更契約の協議をいただかなかったといことで理解しておったところです。

- ○鎌田副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 今何を証拠にそういうことを言っているかわからないですけれども、連絡協議会の 請求書を見ますと、瓦れき収集運搬で、重機運搬費というのは、例えば細かいようだけど、 重機運搬費というものが入っているわけ。毎日。だけれども、重機なんか運搬していないで すよね。だって、瓦れき収集運搬の中に重機は入ってこないですもの。請求の内容に。単価 契約の中に。それでもちゃんと下がっているわけですよ。だから、何をしてオーバーが払っ たかということは、中身、だって、私は素人ですよ。素人で、あそこの隣の部屋で一生懸命、 パソコンにデータを打ち込んで、見ているうちにわかるんですよ、そのおかしいのが。違う よというのが。ということは、何をチェックしたんですかということです。そのほかにもい ろいろな細かいものがいっぱいありますよ。おかしいのは、請求の中身。一生懸命、何か環 境課で付け足ししてお支払いしていたのではないかと、こんな考えすら見えてくる。浮かぶ ようなね。そういう請求内容なんです、残念ながら。よくここでこれまではいくら混乱の極 み、混乱の極みといっても、我々だって同じですよ、仕事をやっていて。だけどそんなでた らめなことをやっていませんよ、仕事は。日常の仕事は。そういうところでいろいろなとこ ろが見えてきたものですから、やっぱり市としてはもっとちゃんと、猛省していただいて、 やっぱりちゃんと調べて、できる範囲で調べて、できる範囲で調べていただいて、ちゃんと 結果をやっぱり我々議会に報告してもらいたいですね。やるご意志ありますか、ないですか。 そこだけ最後に聞いて終わりたいと思います。
- ○鎌田副委員長 どなたか。内形副市長。
- ○内形副市長 今志賀委員のほうから、瓦れき処理の経費等についてのご質問……(「調べる意志があるかどうかだけ」の声あり)今それに関してお答えします。この瓦れき処理の必要経費につきましては、環境省の大臣官房廃棄物リサイクル対策部の廃棄物対策課長から通達がございます。これは東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取り扱いについてということで通達がありまして、処理委託につきましては、対象となる経費は全て記載されております。これは既に委員会資料として出しております。今議論されております平成25年6月10日

開催の特別委員会資料の7ページから11ページ目、これに労務費、解体、仮設、運搬経費等々ありまして、最後に諸経費、事務費まで入っております。それに基づいて、我々はチェックをしてお支払いしておりますので、今、委員長がこういった部分では、ふぐあいのところあるんじゃないかというようなことにつきましては、我々は精査させていただきたいと思います。決して、やみくもにやっているわけでなくて、環境省のほうの通達に基づいて、環境省のほうの通達に基づいて、環境省のほうの通達に基づいて、環境省のほうの通達に基づいて、ポルトだきたいと思います。以上であります。

調べるのかというあれですから、その答えとしては、ふぐあいのある部分については、しっかりとチェックさせていただきたいと思います。以上であります。

- ○鎌田副委員長 時間となりました。交代します。
- ○志賀委員長 質問はございませんか。伊勢委員。
- ○伊勢委員 これまでさまざまな質疑をしてきましたので、これは重複は避けます。そこで、当 委員会として、100条委員会として、市長の証人喚問の請求をしたいと思います。
- ○志賀委員長 ただいまそういう意見が出ましたけれども、これについては小委員会のほうで、 別途検討させていただきたいと思います。

鎌田委員。

- ○鎌田委員 私のほうから、質問ではないんですが、今までのやりとりを聞いて、市当局では、 100条委員会に提出された書類を見れないという話が出ましたが、市側から請求があって、それに対して提出いただいた業者のいわゆる了解を得れば、提出することは可能なので、本来、そういった調査に関しては、もっと早くから着手されればもっとわかっていただけたのではないかと思うのですが、今からでも遅くないと言えば遅くないので、そういった請求をされたらどうかというふうな提案であります。
- ○志賀委員長 ほかにございませんか。菊地委員。
- ○菊地委員 いろいろ議論されていましたが、私、確認したいのがあります。それは印鑑のことと、あと日付。会計課のほうに聞くと日付のないものは全部はじいていたということなんですが、もととなる請求をするとき、業務指示あたりがほとんど日付入っていないんですよ。これは監査委員にお伺いしたいんですが、そういった、塩竈市の行政というのは、日付、ほとんど入れないのが通例なんですか。それだけちょっと確認させてください。
- ○志賀委員長 高橋監査委員。

- ○高橋監査委員 起案にしても、決裁にしても、日付を入れるのが大原則でございます。我々は 監査していて、見ていてたまに抜けている書類なんかについては、お話は、直すようにとい うお話は見つけ次第はやっているつもりです。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 なぜこういうことを聞くかというと、今回、行政がいわゆる連絡協議会に業務指示というものをするんですよね。それに日付が一切入っていないんですよ。なぜなのか。50何枚あるうちの1枚が入っていないというのだったら、こういう質問はしません。その逆なんですよ。6月13日、1点ありました。そのほかは、入っていないんですが、部長さん、そういった指示なんかは、指示書を出すとき、いわゆる連絡協議会なり、普通の一般事務でもなんかでも、契約するときだの、してくださいよという、そういう承認などするとき、日付を入れないですか。そういう確認、基本的な確認。それはおかしいなと思うんですが、その辺の見解。
- ○小山産業環境部長 監査委員と同じように、やっぱり日付は基本的に入れるということで、当 然のことだと思います。
- ○菊地委員 本当にそういった意味で、先ほど志賀委員さんというか、志賀議員さんが質問されてましたが、本当に行政が本当にこういうふうな事業、事務処理、進行管理していて、本当に大丈夫なのと、そういう疑念しか持たないんですよ。一応、皆さんは協議会からの資料を見ていないからわからないと言うかもわからないけれども、さっき鎌田議員さんが話されていましたとおり、もし、調査する気があるのであれば、議会のほうに申し入れてもらって、そして、議会は資料を出した連絡協議会の企業の方に了解を得て、資料を見てもらったりするのは大いに結構だと思いますので、そういった意味で、早急に、先ほど私質問のときに言ったんですが、調査してくださいという、また確認になりますが、調査していただければなと思います。以上で終わります。
- ○志賀委員長 阿部建設部長。
- ○阿部建設部長 先ほど、田中委員からのご質問ございまして、公共の解体工事のときに、プレス C というふうな処分は適切なのかというふうなお問い合わせてございましたけれども、建物の解体というのは産業廃棄物扱いになりますので、プレス C で公共工事側がプレス C というもので積算するというのはございません。アルミ屑とか、そういうもので積算をしするということになります。請負者がどのように処分するかというのは、ある意味自由なんですけ

れども、前段申し上げましたように、産業廃棄物になりますので、産業廃棄物の管理表というもので、どういう処分をしたかということ報告を受けます。そのことで、市の積算と価値、その部分だけじゃなくて、工事費全体の積み上げの中で、積算上の各種の総数で比較して、必要であれば設計変更を行うと、そんなふうな公共工事ということになります。以上です。

○志賀委員長 では、暫時休憩いたします。再開は6時ちょうどといたします。

市当局は退席いただいて結構です。

午後5時46分 休憩

午後6時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

100条委員会調査報告書の件を議題といたします。

事前にご配付しております報告書(案)については、項目1、調査の趣旨から項目8、委員派遣並びに項目10、証言等の拒否等から項目12、調査経費については、事務局が作成しております。項目9、調査内容と結果については、委員長が素案を作成しております。

本日は、報告書の根幹となります項目9について、内容の検討をお願いしたいと思います。 事前にご配付しております資料により、各委員からのご発言をお願いいたします。

なお、資料項目、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。何か ご意見ございませんか。伊勢委員。

- ○伊勢委員 これは市議会の事務局のほうでつくったものですよね。
- ○志賀委員長 そうです。
- ○伊勢委員 要するに、こちらのほうの調査報告書は、言ってみれば、これまで当委員会、100 条委員会がいろんな書類をつくって、それをまとめたものというふうな形になっているので、 見た限りは、特に問題点はないというふうに思うし、そうすると、志賀委員長がつくられた こちらとの関連で、どのような形にすり合わせしていくのか、ちょっとその辺がよく……。
- ○志賀委員長 一応、この原案について、文言の訂正なり何なり、そういうことをご意見をいた だいて、それをもとにまた中身を訂正していくということですので、忌憚のないご意見を言 っていただいて結構です。

伊勢委員。

○伊勢委員 一応、文章についてちょっとどうこうというのはまだあれですけれども、表現上の

ものだけで、ちょっと気づいたところだけ言ってみます。志賀委員長さんがつくった報告書の(1)調査内容の現状、①浦戸仮置場業務委託に関するということで、島民給与の関係について、2行目、「もとうけ」ですけれども、「うけ」というのは請求のほうだと思います。それから、次のページの下から4行目のところで、委員会での参考人、当時、「参考人」ではなくて、100条委員会なので「証人」というふうになって……。「証人」の招致ですよね。宣誓を拒否した者の。

あとは、ちょっと気づいたところは、5ページのところで、ちょうど真ん中ごろ、「こうした状況を踏まえ、6月29日の調査特別委員会が開催されました。委員の質問では、連絡協議会を元受……」と、(「これも「請」ね」の声あり)手直しされればということです。

次のページのところで、この辺の表現がちょっと必要かなと思うんですね。実は、上からいうと、15行目、「後日開催」。日にちが4月28日だったと思うんですけれども、開催された100条委員会で否決されたこという結果はそのとおりですが、6月4日に告発を賛成多数で決めたと。でないと、要するに否決の関係と、それから実際、事実関係としては告発をした6月24日の本委員会でというふうにしないと、否決だけ強調になっているので、これはちゃんとこれを挿入しないと、告発はしていなかったのかなという文章になってしまうので、後日開催されたと、これは4月28日と。

- ○志賀委員長 日にちを入れるわけですね。
- ○伊勢委員 そうですね。6月4日に100条委員会を開いて告発をしたと。可決した、賛成多数でというのが必要かなという、文書上の関係です。

それから、調査事項の問題点と委員会の判断、多数意見や少数意見というところの……

- ○志賀委員長 何ページですか。11ページ、(2)調査事項。
- ○伊勢委員 委員会の判断、多数意見や少数意見。

済みません、文言の整理で、3行目の元受の手直しが必要だろうというふうに思います。あ とは同様な形で⑧塩竈市災害連絡協議会での報告内容と提出された出納簿の内容が異なる件 というものがあります。これも同様に元受け。

- ○志賀委員長 「元受」全部ですね。
- ○伊勢委員 そうですね。そういうものを手直しすればまあ。

あともう一つ、次のページにも元請があるので、どういう表現だったか。その辺の整理が必要ではないかと思いました。

- ○志賀委員長 ありがとうございます。 そのほかにございませんか。西村委員。
- ○西村委員 委員長報告の中で、3ページ、一番下、100条委員会に提出された資料の精査から 次のような事実関係が明らかになりましたとありますが、これは和田野証人の会社の経営内 容の経理面というのですか、財政面での批判につながる、資金繰りが苦しいんじゃないかと いう、こういう個人の企業に対する指摘はいかがなものかと思うんですが。これはお金入る 入らないは、個人の会社の経営内容の問題だと思うんです。
- ○志賀委員長 だから、ここを削除して……。
- ○西村委員 会社のことに関しての部分については、私としては削除してほしいということです。 もう1点は、今のことについては100条から下までいらないんじゃないかと思っています。 3ページの下から6行、質問出ているんですけども、苦しいんじゃないかというような言い 方をされると、個人のプライバシーに入っていた内容になるんじゃないかと思ったものです から。大変じゃないか、大変かは、個人の資産のどうこうで、それは他人が判断する材料じ ゃないような気がするんです。ですから、それをこれに記載すること自体ちょっと……じゃ ないかということです。

もう1点、14ページ、事務手数料1%に関する点ということでありますが……

- ○志賀委員長 12ページ、どこですか。
- ○西村委員 14ページの上から6行目。これに対しては、調査特別委員会が関係する部分と若干違う、お金が組合の内部の問題での1%だと思いますので、これをここに記載すること自体が、ちょっと私としては違和感があるんですが、その辺はどうでしょうか。
- ○志賀委員長 1%を全部削れということですか。
- ○西村委員 はい。1%の部分で解決の道はないものと考えますまでは、要らないような気がするんですが、どうでしょうか。以上です。
- ○志賀委員長 ご意見ですね。嶺岸委員。
- ○嶺岸委員 今ちょっと、きのう、読ませてもらったんですけれども、ちょっと感じたのは、まず、13ページ上から3行目、「本来、解体家屋……」そこの中で、いわゆる企業名がほかのほうには全部入っているのに、宮本さんだけは1行の、宮本産業という名前は公平平等を期するのであれば、入れなければいけないのではないかと。

- ○志賀委員長 そうすれば、どこに入れたらいいですか。
- ○嶺岸委員 その辺は書いた人にお願いします。12ページ③の1行目でもいいし。
- ○志賀委員長 どこかに宮本産業を入れろという話ですね。
- ○嶺岸委員 そうですね、それが平等を期するんじゃないかと。

それから、これは報告書になりますので、100条委員会というのは、つまりどういうふうな形で報告するかというのが一番大事な点なんですね。これはやっぱり、正しいか、誤りかということをはっきりさせるために、今100条委員会というものを開いているわけですね。委員長は、いわゆる犯人探しではないよと、最初から言っている。それはそれでいいんですけれども、そうであれば、これとあわせて、きょう、皆さんいろいろな意見を言いました。大体みんな出揃ったような感じもします。ここの中にもいっぱい入っています。市長に対して、やっぱりしっかりと精査するように、報告すると。

- ○志賀委員長 これを入れるとね。
- ○嶺岸委員 それはきちんと、結局、復旧協議会は私たちが精査できる、調査することは直接できないわけですよね。資料要求してやることはできるけれども、最終的に市長が請負をさせたわけですから。市長がみずからその見解を求めて、誤りなのか、誤りでないのか、それをきちっとするように、それが一番でないかと。

それと、この間、委員長がおっしゃるとおり、6項目から12項目、11か、

- ○志賀委員長 11。
- ○嶺岸委員 あれをきちっと書いたほうが、そして、市長から見解を求めて。もし、見解がこなったならば告訴しますよと。こういう文書でもいいんじゃないかと。いや、それが私は正しいと思いますよ。
- ○志賀委員長 一応あの11項目については、経過をずっと書いたわけです。
- ○嶺岸委員 経過を書いてあるからね。ただ、問題なのは、数字が、本当にこれが正解なのか、 わからないわけですよね、正確には。
- ○志賀委員長 そうですね。
- ○嶺岸委員 判断がつかないわけですね。これはやっぱり司法の手に委ねるほかないんです、最終的に。正確に期するとすれば。一回、市長に対して、議会もって決議をして、そして、この中身について答弁をもらうと。見解をもらうと。市長から直接、委員長宛てに。それをこなかったら、こちらが納得できなかったならば、告訴すべきだと。そういうふうな形でいか

なければ、いつまでたっても堂々巡りで、「わかりません」、「私は知りません」、「滞っていません」、「ファイルありません」、「ファイルはきちっと出しています」となりますよ。判こだって、事後報告で押していると。こんなばかな話はないわけですから。こういったことについても、やっぱりそれなりに市長は、例えば判この押印については、公文書偽造になりますので。

- ○志賀委員長 そういうことですね。
- ○嶺岸委員 これは刑法上の問題になりますので、これも私たちは訴えることはできませんので、 市長が訴えるほかないんですから。だから、それまでやるのであれば、きちっとここに来て ずるずる引っ張るよりも、きょう、全て、ここまで来たのだから、やったらいいんじゃない かと。それが100条委員会ではないでしょうか。それでだめだったならば、告訴しなさいと。 市長も。
- ○志賀委員長 今のお話で……
- ○嶺岸委員 いいですか、まだ話あります。

この中身については、別につくってもらって、これは添付したらどうですか。一緒に、あわせて。せっかくつくったんですから、中身は濃いんですから。市長宛てに。そのほうが私はすっきりしていいのではないかなと。

意思がはっきりする。いわゆる議会側の意思が、どうなっているの聞かれても、意思がまだ ぐらぐらしているというよりも、むしろはっきりさせたほうがいいんじゃないのと。2年間 をかけてやっているわけですから。そういうふうに思います。

- ○志賀委員長 ありがとうございます。 田中委員。
- ○田中委員 13ページなんですけれども、村上課長のところなんですけれども。
- ○志賀委員長 何行目ですか。
- ○田中委員 13ページの④ですね。④の村上課長がみんな相談して決めたと書いてあるんですけれども、議事録を読むと、明確に答えていないんですよ、村上課長は。それが、結局、星君を呼んだ原因なんですよ。村上課長が自分が中心になって取りまとめを、寄せ集めを決めたというのだったら、これで終わったんですよ。逃げたの、部長と課長はね。そして、相談して決めたということではないのっしゃ、この人は。だから、ここだけはちょっと直してください。

- ○志賀委員長 相談を議事録どおりの表現に直すと……
- ○田中委員 わからないということになる。誰が決めたかわからない、そういうことなので、これは事務局にちょっと精査してもらって、書いてもらいたいんですよ。
- ○志賀委員長 議事録どおりね。
- ○田中委員 なぜかというと、大事な文言なんですよ、これは。寄せ集めの問題なので。やはり、 そこだけはちょっと直してもらいたいなと。

それから、もう一つ、今回思っていることがありまして、もう一つのほうは、この小委員会 で決めた11項目をきちんと書いて、私が思っていたのは、きょう言うつもりで来たのは、有 価物の件を書いて、それからどうなったか、協議会の総会資料の再提出を求めて、正確でな ければ告訴しなさいと。それから、環境課の問題ですよね。判この問題。これが物すごく大 事なものですから、これをきちっと精査して、告発に当たるなら、市長は告発しなさいとい う文言にしてもらいたいんですよ。なぜかというと、きょうの話で、誰も責任とっていない ということなんですよ、役所で。2,000万の公金を、税金を、部長が知らないうちに判こ押さ れて、事務のところだけで判こを押されて出されたら、誰が責任とるのですかということで す。そういうことでしょう。そういうことをきちんと書かないとだめなんじゃないかと思う んですよね。判こはやっぱり一番大事なので。その他の項目は、この11項目に対して、議事 録につくらせて、そして議会できちんと議論したほうがいいんじゃないかと。やっぱり、こ こはうまくないから、みんなできちんと精査してもらって、当局に調査をさせて、もし、 我々議会が納得しなかったら、あなたが告発しなさいと議決したほうがいいんじゃないかと 私も思うんですよね。やはり、きちっと書いてもらってやらないとだめなのではないかと。 なるべくなら、委員長1人じゃなくて、これは先ほど、嶺岸先生が言ったように、参考のあ れで、ちょっと文言と数字を訂正、確認させて、議事録と。そして、これで11項目できちん と仕上げたほうがいいのではないかなと。そして、今まで議論した中で、整理させて、その 中でどうするかということだと思うんですよ。その中で、どういうふうにして議会が議決し て、市長にこれを調査させて、議会に報告させて、もし報告ができないときは告発しなさい という文言を入れた議決文にしてほしいんですよ。そうしないと、今回、何も終わらないん じゃないかと思うんですよ。最後の詰めなので、やはりそこら辺をきちっとしたほうがいい と思うんですよね。私の意見はそれです。

○志賀委員長 俺の報告書はただ添付するだけの報告書になるわけ。

それは違うと思うよ。経過をちゃんと報告しなければいけないんだから。この中に、今おっしゃったようなことを、文言を最後のほうにきちっと入れておいて、議会としての考えだということでなるかと思うんですね。

嶺岸委員。

- ○嶺岸委員 そうやれば、結局、数字だときちっとこうなので、その辺もきちっとこう出るように、ちゃんと精査しないと、これは逆に議会が告発されるような文書になりかねないということがありますので、それは企業対議会という形になってきますので、名前が上がっていると。この辺ももう一回、精査して……
- ○志賀委員長 さっきの意見と逆ですね。
- ○嶺岸委員 いや、同じ。それはそれで、最後に信頼して、見解を求めて、こなかったら告訴しなさいと。まず、市長に対して意見を求めると。最初から告発はできませんので。
- ○志賀委員長 ご意見ですね。

ほかに。阿部委員。

○阿部委員 この中で、一番初めに入れてほしいことがあるんですが。市民にわかるように、市 と連絡協議会との災害時の協定書を盛り込んではいかがでしょうか。市民の皆さんに、よく 出発点がわからないんですけれども、どうなんでしょうか。

それからもう一つ、(「そんなの」の声あり)それは提案ですから。

それともう一つ、この文言の中に、いろいろな憶測とか……

- ○志賀委員長 どこですか。
- ○阿部委員 全体に、皆さん、読んでいらっしゃるのでわかると思うんですけれども、ちょっと、 意見とか、憶測的なものが言葉に入っているんですね。やっぱり書くのは調べた事実のみで よろしいのではないかと。報告書ですから。その辺、ちょっと精査していただければという ふうに思います。
- ○志賀委員長 いや、でも、やっぱりこれは感想も必要ですよ、最後ですからね。 中間報告はそれでいいんですけれども、やっぱり議会としての意思というものが必要ですからね。
 - 一応お聞きしておきます。

ほかにございませんか。

一応、今出たご意見をもとに……。

菊地委員。

- ○菊地委員 今まで議論してきた中がいっぱいあります。そして、疑義のあること、数字で、 我々が調査して、公文書を比較して数字が違うものとか、そういうものがいっぱいありまし たので、それの是正方も、全然、行政は今のところしていません。そして、資料15に関して も、こういうふうに訂正しましたよといっても、これのもととなるものが全然あやふやで、 かえってこれが偽造に当たるような思いをしますので、だって、協議会から来たものをただ 写したんだと言っていたものが、勝手に数字を合わせて、金額を合わせて、何でもありませ んよと。こんなのは偽造だと思いますよ。こういうこともやっぱり報告書の中に盛り込んで いただいて、行政のいわゆる曖昧さ、杜撰さ、というものをやっぱり先ほど皆さんが言って いますとおり、ちゃんと行政にものを申す、そして市民に理解してもらうように、もっとこ の100条委員会でここまで追求して、行政に襟を正すように指導した。そして、ゆくゆくはち ゃんと告発するような、そういった意見まで入れていただきたいと思います。
- ○志賀委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

ないようでしたら、私のほうからお願いがあります。

今、委員各位のご意見出たものを、一応文書にまとめていただいて、どういうところにそれ をはめ込んでいくかということでやっていきたいと思うんですが。

嶺岸委員。

- ○嶺岸委員 一つは、いわゆる文書のつくり方でも、最初にでき上がったならば、一回、弁護士 さんに見てもらって、こういった文書で告訴されないかどうか、それが必要じゃないかと。 私たちは素人ですので、わかりません。そのために顧問弁護士をつけたわけですから。それ は確認の意味でお願いしたいと思います。
- ○志賀委員長 せっかく相談する弁護士さんがいるわけですからね。
- ○嶺岸委員 そうです。よろしくお願いします。
- ○志賀委員長 一応、各委員の方が言われたことをちょっと文言としてまとめてもらえるとありがたいですね。今お聞きしましたけれども。箇条書きでもいいですから。その後、それをくっつけてやりますので。

田中委員。

○田中委員 事務局を少し活用したほうがいいんじゃないのですか。事務局。お願いします。そ

れで、事務局で、やはり少し精査して、委員長との整合性をつけていったほうが話がうまく ……。 先ほど言われたことというのは、やっぱり事務局はよくなれていますので、そういう ものが大事だと思うんです。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 事務局忙しいから。

一応、これの出来具合で、結局、最後の臨時会ということになるんですけれども、きょう、 全員から市長の証人喚問という話も出ましたので、一応小委員会をまた開いて、その辺も… …。ここでやりますか。

- ○嶺岸委員 伊勢委員のほうから、市長の証人喚問と言いましたけれども、市長を証人喚問する というのは、相当重いことでございます。だから、まず、見解を求めて、答えが返ってこな かったら、市長に対して……
- ○志賀委員長 そのまま告発ですか。
- ○嶺岸委員 それが筋ではないのかなと思います。それはやっぱり市長が最終的には、出処進退は本人が考えなければならないわけですから、市民から選ばれてきた人間ですから。そして、職員は市長が選抜して任命してきたわけですよね。その違いがあるものですから、やっぱり出処進退は市長自らみんなの前で発表すべきだと。こう言って、そういうふうにしたほうがいいと思います。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 私質問する前に、お話、きょうしたと思いますが、小委員会で、いわゆる正直なところ、証人喚問の話も出たんですね、市長さんの。でも、きょうは鈴木さん一人でやろうということで、小委員会で、勉強会をして、議論をいっぱいして、そのときに、一応、今回、特別委員会で当局がというか、市長さんに来ていただいて、そこで皆さん、各派で必ず質問してくださいよと。小委員会で、私、申し添えたと思うんですよ。だから、きょうの、私質問するときも、走りで皆さんが質問してやるんですよと。だけれども、なかなか、質問の形式にならないと。だから、私自身も、一応、今嶺岸委員が市長に言ってやって、そして、その報告を出さなかったらというふうなあれなんだけれども、本当にそんなに時間をずっと持っていていいのかなと。皆さん、お忙しい方がいっぱいおられると思うんですけれども、8月の30日まで、みんなでやるんだというのであれば構いませんけれども、そういったことを考えて、ここで決められるものを決めていって、最終報告をするのか。いや、ずっと追及していくんだというのか、その辺の考えを聞かないと、きょうだって、質問の機会があったん

だけれども、なかなか、私からすると、何でしないのかなと。各会派にするようにと言っていたんですが、なかなかなし得なかったのではないかなと。やっぱり、そういった意味で、報告書も大事ですけれども、ちゃんとした、きょうも食い違いだって出たわけですから、そういったことをこの報告書の中にも入れていただきたいと思いますし、きょうのやりとりも報告書の中に入れていただきたいと思います。

何を言いたいか、わからなくなったんですが、みんなで頑張りましょうということです。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 最終的には、やはり為政者である市長にやはりちゃんと証人として立ってもらって、 そして、先ほど、嶺岸委員のご発言にありますとおり、やっぱり必要なことについて、協議 会を告発するとか、云々とかとありますので、それは最後のラストチャンスだと思うんです。 そして、議会として市長についてもきちんと証人喚問して、その上で、真相を聞きましたよ ということで、100条委員会の今期の改選前ですけれども、そういうことでやっていけば、市 民は納得するのではないかというふうに思います。
- ○志賀委員長 いいですか、ちょっと私発言しますけれども。

市長を証人喚問するということになると、それなりにちゃんと質問事項をきちっとしていかないと、はい、喚問しました。ろくな質問も出ませんでしたということでは、みっともないことになりますので、やっぱりその辺をきちんと各会派でやれば、こういうことを質問したいんだというものを、出せるのであれば出してもらって、それをもとにそれを見て、やっぱり喚問を決めていくとかというふうに……。(「だから、一回答えてもらって、答えてもらえなかったならば、そうすればいいんです」の声あり)

どうされますか。ただ、ここで証人喚問を決めれば、日程的にもまだ……。 浅野委員。

- ○浅野委員 先ほどやはり嶺岸委員が言ったように、また菊地委員が言ったように、報告書の中身をきちんと精査をして、これを、いわば私たちの報告を誰に対するかということだと思いますので、これをきちんと、市長なり、当局なり、また市民なりと思いますので、その辺を精査した部分でお答えをいただいたほうが私はいいと思います。
- ○志賀委員長 小野委員。
- ○小野(絹)委員 この報告書は、いろいろ今まで特別委員会で、あるいは100条委員会でいろいろ審議されてきた結果ですよね。そういう意味ではね。要するに、そして、きょうは市長

に対して、7月1日ときょうが100条委員会を開いている中でやられた質問ですね。そういう中で、でも、市長が答えないものが結構あるわけでしょう。だから、文書で出して、それで、文書で、じゃあ、返ってくるというのは、やっぱりきちんとそこで正すと。正すのも、証人喚問がいいのか、あるいはもう一回市長を呼んでやるのがいいのか、というものがあるんですね。文書で聞くというのてはなくて、そこをきちんとする必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

○志賀委員長 結局、先ほど、嶺岸委員のほうから、出さない場合は告発するというお話でしたけれども、結局、それを出さないことが告発するに当たるのかどうかということもあるんだよね。(「100条委員会で議論しないで、資料というか、報告書を要求して、しないということで告発する」の声あり)

そこがちょっと、難しいところですね。何か確固たるものがあってですね。だったら効果することになるけれども、ただ、今の段階というか、今は連絡協議会も資料を要求しても出してこない、これ以上。そうすると、その中では、結局どこまでも推測の域を出ないわけですよね。その推測を超えるのには、結局、警察にお願いする以外、手だてがないのかなと思うし、そこのところについては、結局、ここの結論としては、やっぱり当局の管理の不手際というところを質すことと、あとは警察のほうの操作に委ねていくということにしていかないと、結局、塩竈市役所で、市で、今からまた資料を精査して、どうのこうのとやっていると、1カ月過ぎて、改選、選挙になりますよ。

志子田委員。

- ○志子田委員 これは調査報告書というのは、7月21日と原案で書いてあるから、この日に、7 月21日に調査報告書を発表できるように体制をつくってもらえればいいと思うんですけれど も、その辺のところの話を決めてもらいたいです。
- ○志賀委員長 結局、先ほど出た、市長を証人喚問で呼ぶか呼ばないかで、この日程がずれていきますし、呼ばないでこのままやっていこうということになったら、その一応日程でもできないことはない。それは文書の訂正も若干あるよね。ちょっと21日、ちょっと厳しいところも……。とにかく調査結果というものを、結局、疑問等を並べて、結局は、あとは最終的には警察さんなりのほうに委ねるということしかないと思うんですね。この場で追及しても結論はちょっと難しいと思います。(「結論が出ているのは判このことだけ」の声あり)

判この部分だけね。そこの部分だけはちゃんときちっと書かなければならないね。(「判こ

も大事だけれども、人を動かしていないのに、ああやって請求が来ている、そういうものが 我々委員会でやっても全然、それの改善も、反省も何もないでしょう。しなくてはないし、 だから、逆に委員会として、100条委員会として、そういう調査結果が出て、その結末、責任 のあり方までやっぱり……」の声あり)

入れて、文言として入れて、やると。(「でないと、我々100条委員会が議論しました、何しました、調査しました、一生懸命調べて、そういった不適切な処理がいっぱいされていたというのは事実ですので、それを明記して、その100条委員会としてそこまで調べたんだと。しかし、当局の誠意のない回答、調査もしていないというような事実もきょうわかったわけですから、それを踏まえて、報告をしてもらうと。そして、志賀委員長の言う、あとは当局の判断に任せると。そして、当局の判断が出た場合……」の声あり)

当局というのは警察。 (「警察当局の判断が出たときには、それなりの責任を追ってもらうというところまで書いたほうがいいんじゃないですか。そうすれば、皆さんの意志が通じるんじゃないですか、市民の声が」の声あり)

それと、先ほど西村委員から出た、手数料1%に関する件なんですけれども、これはやっぱり 公共事業というものを請け負っていて、その中でのこういう収入をとっておいて、それが明 確になっていないんですよね。これはやっぱり、これは載せるべきだと私は思うんわけです。 これは、関係ないということじゃないと思います。(「関係ないじゃなくて、組合での中で の事務手数料としての1%であって、公共事業をやって特別出てくるものじゃないと思うの で」の声あり)

これは何で、本土のものだけ発表して、浦戸のものは発表できないんですか、じゃあ。そういうことですよ。ましてや、これは隠していたんですよ、我々に対してね。(「それは税金が使われた上でのものではなくて、上がった分での1%だからそれはちょっと違うんじゃないですか」の声あり)税金ですよ、これは全部税金ですよ。(「結果として、生まれた利益なんでしょうけれども、私の考えとしては」の声あり)

一応、じゃあ、ここで、ここはこれで載っけておくということでよろしいですか、皆さん。 あと、何だっけ、さっきやったここも削除という話が出たけど。資金繰りうんぬんかんぬん ということは結局は(「現実にそういう質問はしているんだよね」の声あり)質問はしてい るんだよね。だって、実際問題、そういうことなんだよね。金が入らなくて、資金繰りに困 らなかったんですかということだから。(「個人の会社に、資金繰りの件について言うこと 自体が、これだけの資産じゃなくて、いろんな積み重ねの中で資産計上されていると思うんですけれども、それが総合的に、あの会社は資金繰り大変じゃないですかということ自体が、ちょっと……

○志賀委員長 ただ、委員会の中での質問ですから、質問をただ報告書に書くだけですから。そ ういうことで、書いていかないと、結局、あとのつながりが出てこないわけですよ。 (「質 問もなくて委員長が勝手に書いているなら別だけれども、質問しているんだから」「だから、 相談してやってください。これでいいのか、悪いのかということ、それだけです」の声あ り)

じゃあ、お諮りいたしたます。

このままでいいかどうか。いいという方、挙手願います。

[賛成者挙手]

○志賀委員長 一応弁護士に確認してね。それはやります。それは前提として、それをやって、 オーケーが出れば書くと。

では、一応、ご意見は、あといいですか。

このまとめについては、委員長、副委員長に一任いただいて、事務局とまとめますので、それでまた、それは最終的に、もう一回、つくったものを最終的に……。 (「休憩もらっていいですか」の声あり)

○志賀委員長 じゃあ、ちょっと、暫時休憩します。

午後6時43分 休憩

午後6時44分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問はございませんか。(「なし」の声あり)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後6時45分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志 賀 勝 利 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会副委員長 鎌 田 礼 二